

自治体マイナポイント事業 全国説明会資料

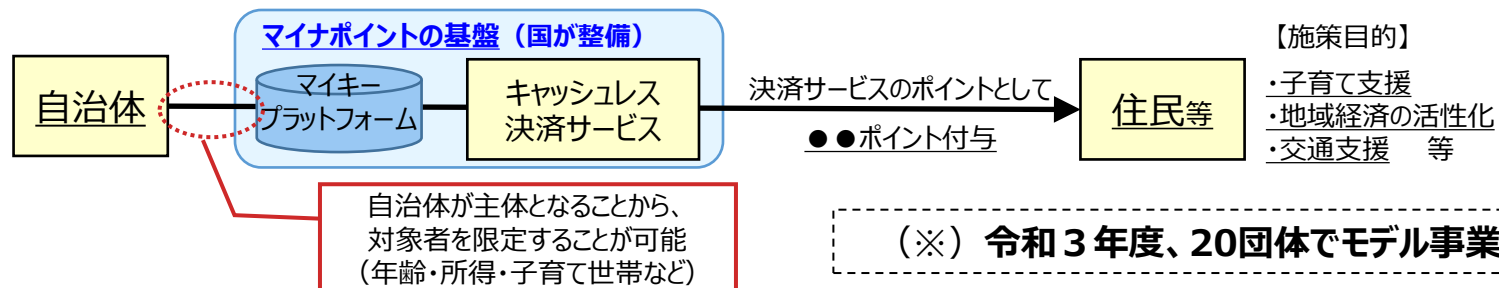
Ver 1.3

一般社団法人キャッシュレス推進協議会
マイナポイント補助金事務局

自治体マイナポイントについて（総務省より）

自治体マイナポイントとは

マイナンバーカードの普及促進を強力に後押しするとともに、地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施可能



自治体マイナポイントの意義

・マイナンバーカードの普及

マイナンバーカードを保有する者に対し、自治体独自の施策ポイントを給付することで、まずはカードの取得を促進

・キャッシュレス決済の利用促進

住民が登録したキャッシュレス決済サービスにポイントを付与することで、キャッシュレス決済の利用を促進

・地域の消費喚起、地域経済の活性化

ポイントの受取を自治体住民に限定することや、地域通貨を活用することで、地域内の消費を喚起し、地域経済を活性化

・自治体の施策を効果的に推進

施策目的に応じて対象を限定（年齢・所得・子育て世帯など）することや、給付額・期間を設定すること、マイナンバーカードの本人確認機能を活用して、正確で重複のない給付とすることなどにより、施策を効果的に推進

・デジタル化で簡単・迅速に給付

オンラインでの申請・給付とすることで、行政や住民の手続負担を軽減し、迅速な給付を実現

自治体向けアンケート結果

- 総務省から全国の自治体へ実施したアンケートの結果、R5年度以降に実施意向がある自治体が50%近くとなった。
- これまでキャッシュレスでの給付を全く実施したことがない自治体でも、自治体マイナポイントへの理解を深めてもらうため、全国説明会を実施する。

R4 自治体マイナポイント事業への参加意向（n=1,034）

参 加 意 向	回答数（割合）
既に実施している	2 （0.2%）
参加意向がある	101 （9.8%）
基盤を利用する意向がある	49 （4.7%）
基盤を利用する意向はない	38 （3.7%）
未 定（回答なし）	14 （1.4%）
参加意向はない	931 （90.0%）
回答数 合計	1,034 （100.0%）

R5年度以降 MNCを用いたポイント給付施策の実施意向（n=1,034）

参 加 意 向	回答数（割合）
実施意向がある	477 （46.1%）
実施を、予定している	7 （0.7%）
実施を、検討している	147 （14.2%）
実施に、興味がある	323 （31.2%）
実施意向はない	557 （53.9%）
回答数 合計	1,034 （100.0%）

1. キャッシュレスについて

2. 自治体マイナポイントの類型

3. R3年度自治体マイナポイント実証について

4. R4年度自治体マイナポイントについて

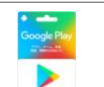
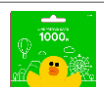
5. 今後の進め方

6. R5年度以降の展開について

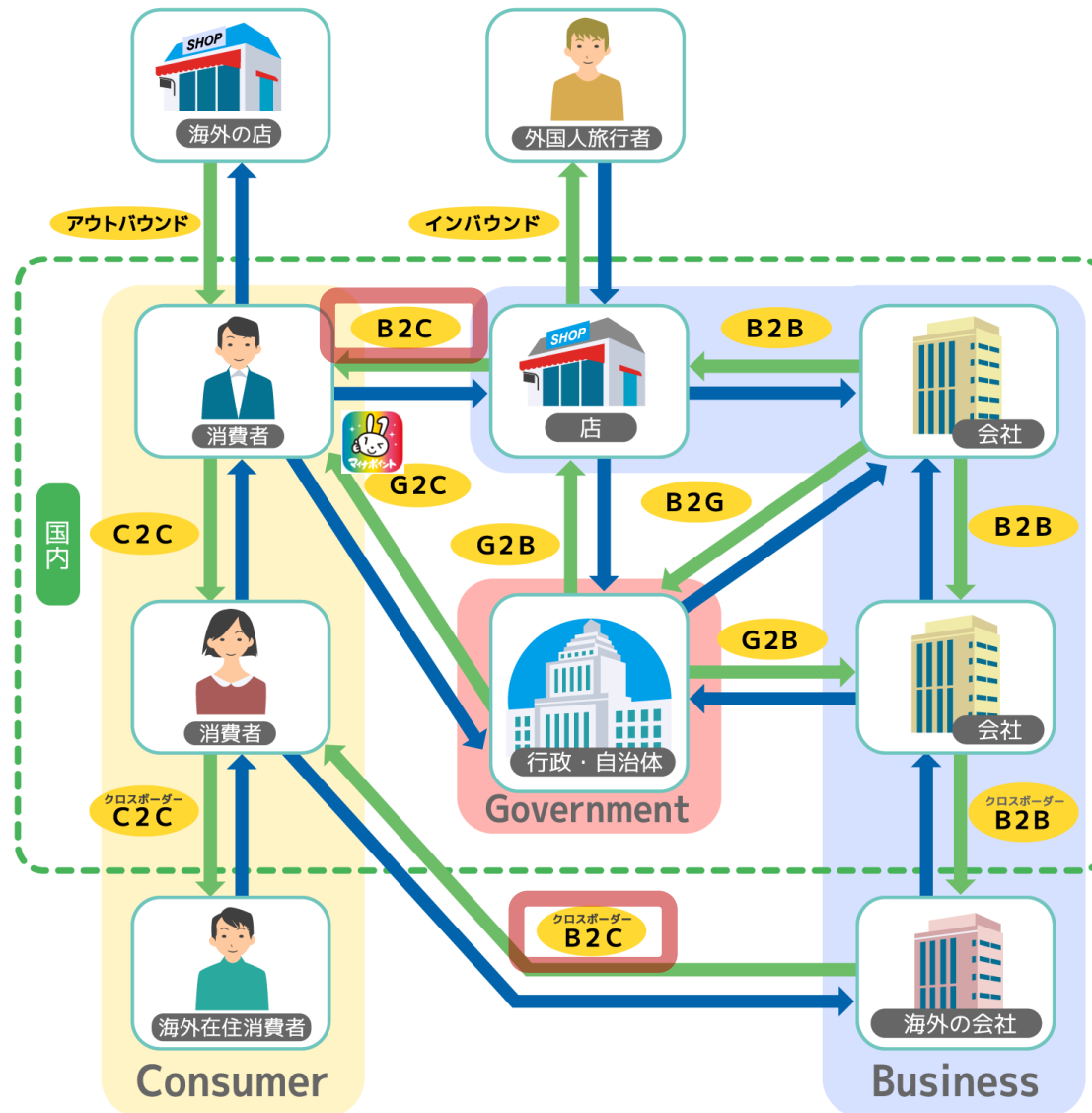
1. キャッシュレスについて

1. キャッシュレスについて | キャッシュレスの種類

- ・ キャッシュレス決済とは、クレジットカードや電子マネー等を利用した現金を使わない決済方法のことである。
- ・ 下記は、代表的なサービスの一例であり、本事業に参加しない決済事業者も含まれる。

分 類		主なキャッシュレス決済ブランド
クレジットカード		    
デビットカード	ブランドデビット	 
	J-Debit	
プリペイドカード	ブランドプリペイド	 
	プリペイド	 
電子マネー	交通系	      
	流通系	  
QRコード	オープン	 
	クローズ	   

1. キャッシュレスについて | キャッシュレスの活用シーン



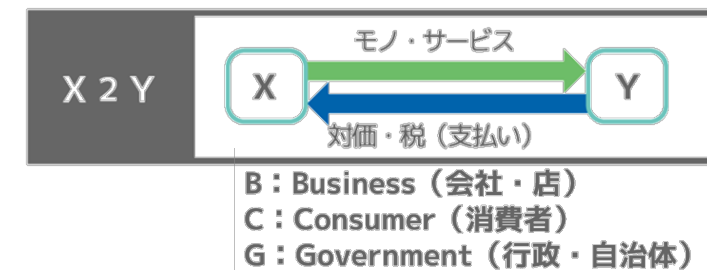
B2C→お店でのお支払い

B2B→会社間の取引（仕入等）

C2C→個人間の送金

G2C→年金給付、税金納付

G2B→公共事業、税金納付



1. キャッシュレスについて | 主なキャッシュレス決済手段の分類

なにで払う？		カード		スマホ	
方式		接触	非接触	アプリ	
いつ払う？	前払い	ギフトカード/ プリペイドカード	電子マネー	コード (チャージ)	
	即時払い	デビットカード		ド (銀行口座直結)	
	後払い	クレジットカード		決 済 (クレカ紐付) (あと払い) (キャリア決済)	

1. キャッシュレスについて | キャッシュレス化のメリット

- ・ キャッシュレス化は、事業者・消費者の双方に**利便性向上、効率化、新型コロナウイルス対策**等の面でメリットをもたらす。

事業者にとって

利便性の向上

- ・ 現金の搬出入回数の減少による、手間や釣銭ミス等のトラブルの減少
- ・ 従業員による売り上げ盗難等のトラブルの減少

効率化・範囲の拡大

- ・ レジ締め・現金取扱時間の短縮等による、人手不足解消や時間短縮
- ・ 売上管理の効率化
- ・ 個人の購買データ分析によるマーケティングの高度化
- ・ 外国人消費者の獲得
(訪日外国人の54%がクレジットカードを利用)

新型コロナウイルス対策

- ・ 従業員が紙幣・通貨に触れないことから衛生的であり、感染防止対策につながる

消費者にとって

- ・ 手ぶらで簡単な買い物
(大金や小銭を携帯しなくてよい)
- ・ データ利活用が簡単に
(自動家計簿等で、消費履歴情報を容易に管理)
- ・ カード紛失・盗難時の被害リスク低減
(条件によっては全額保証の場合も)

- ・ 支払い速度の向上による、時間短縮
(レジ行列が減少)
- ・ ネット取引を活用し、遠方の事業者から商品を購入できる

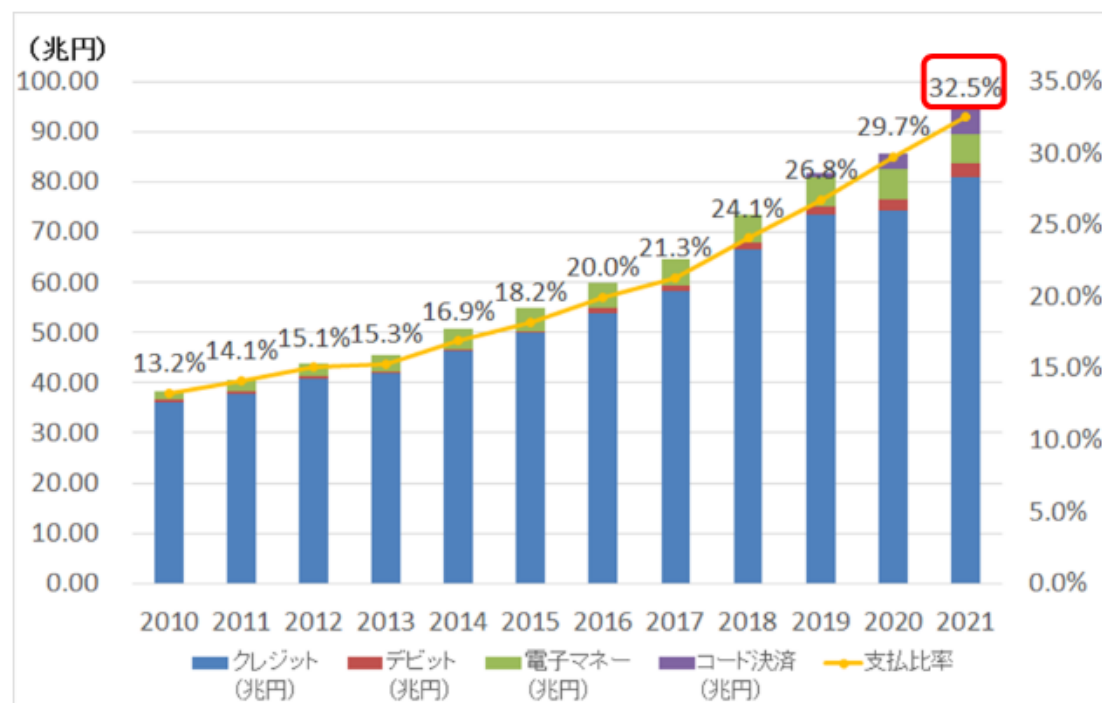
- ・ 非接触支払いによる感染症対策
(店員と対面せずに決済できる)

(出典) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2021」
経済産業省「キャッシュレス決済を取り巻く環境の変化と 本検討会で議論いただきたい点」

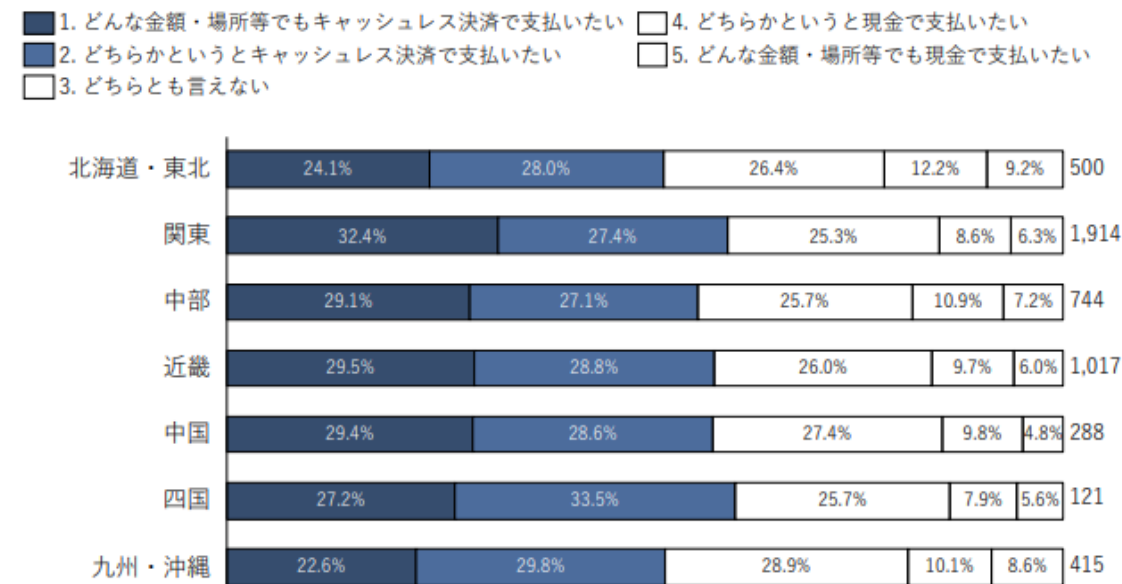
1. キャッシュレスについて | キャッシュレスの普及状況と国の目標

- 政府は2018年の「キャッシュレス・ビジョン」において、キャッシュレス決済の比率を2025年までに40%程度まで引き上げる目標を発表。
- 日本国内におけるキャッシュレス決済比率は、2021年に32.5%まで到達。**
- 一方、地域別の状況では、北海道・東北、九州・沖縄地方においてキャッシュレスの利用意向が低いなど、地域差もある。

キャッシュレス支払額と民間最終消費支出に占める比率の推移



地域別のキャッシュレス利用意向（2020年度）



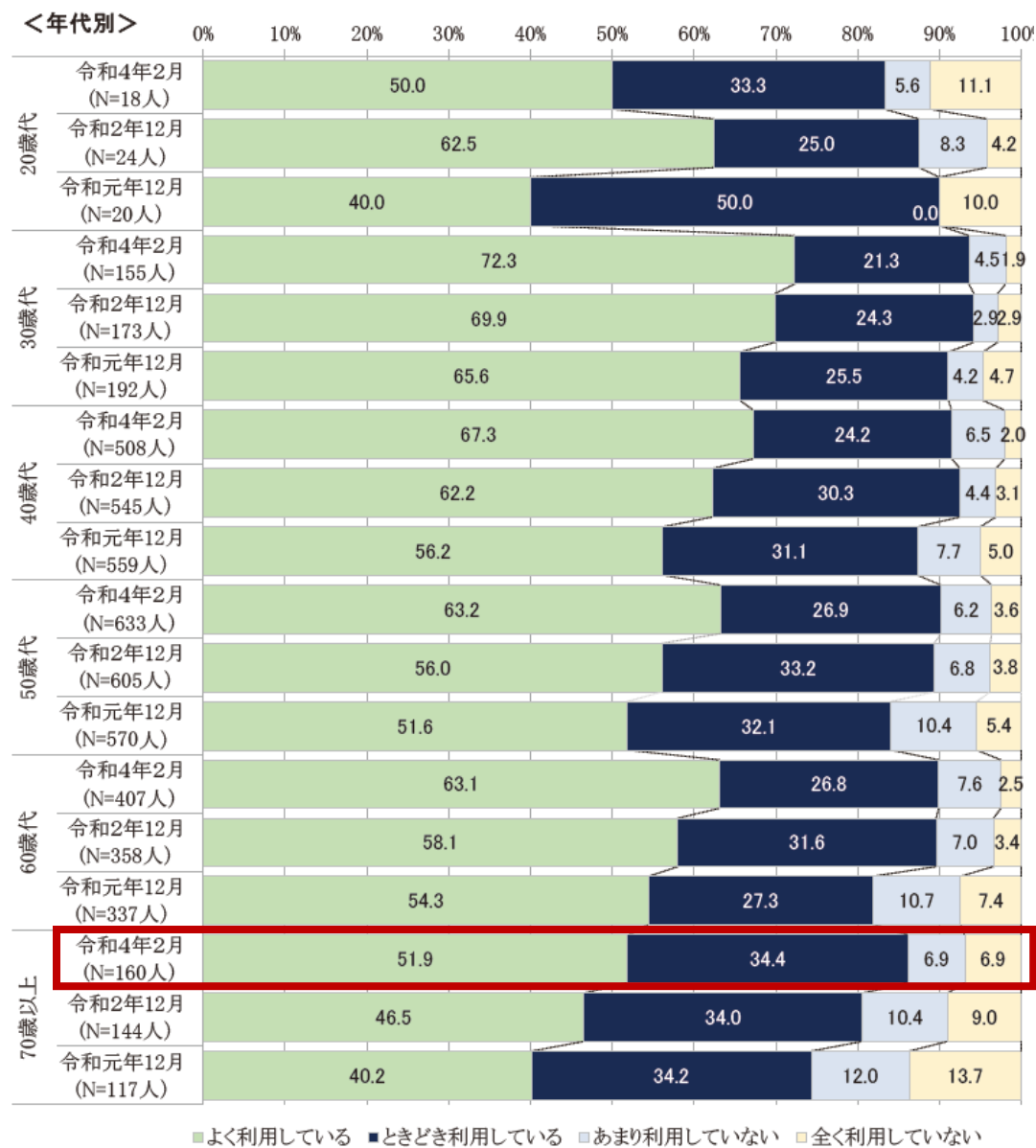
（出典）経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

経済産業省「ニュースリリース2021年のキャッシュレス決済比率を算出しました」

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2021」

一般社団法人キャッシュレス推進協議会「消費者インサイト調査(2020年度)」

1. キャッシュレスについて | 幅広い年代に支持されるキャッシュレス

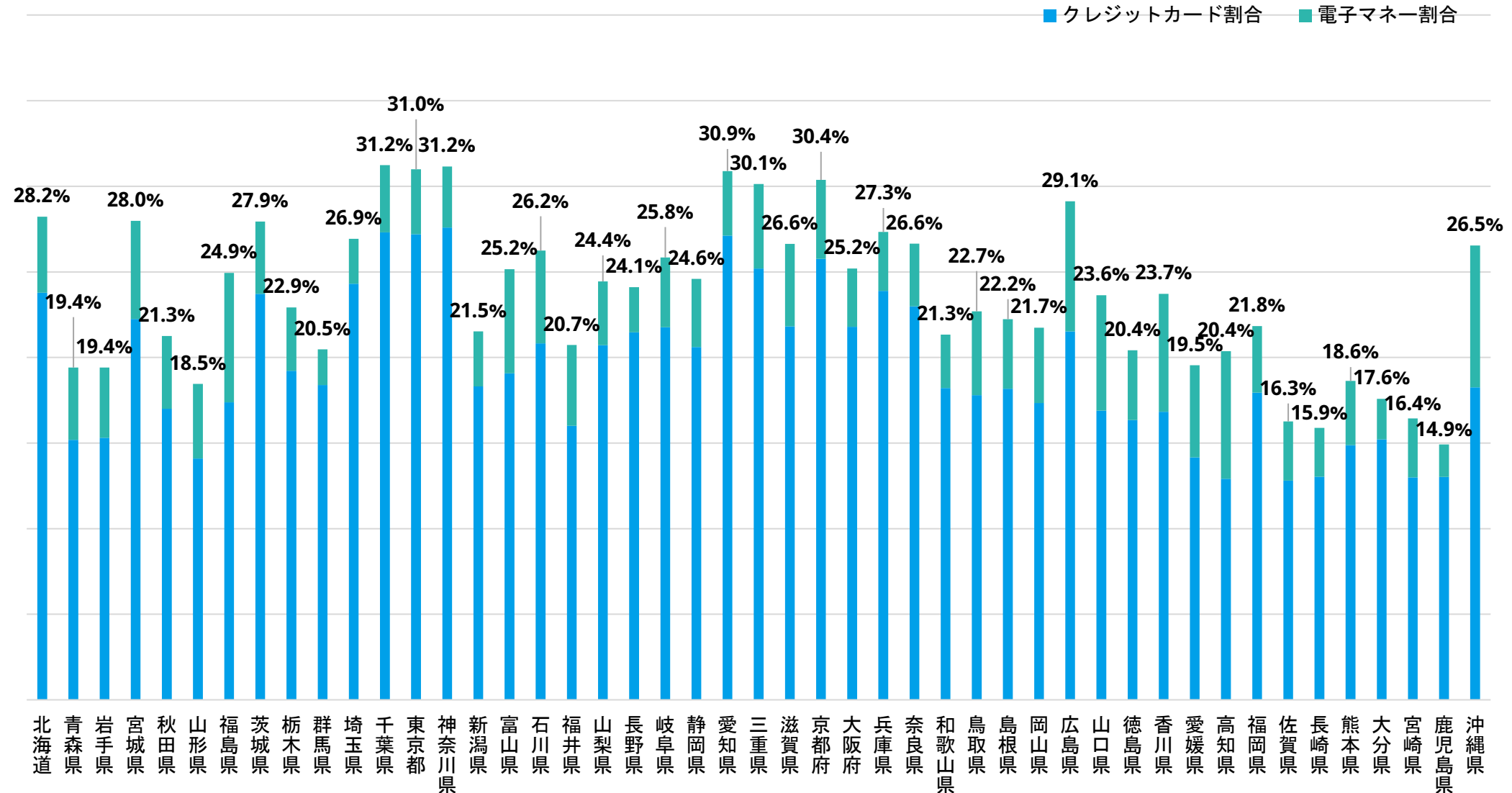


キャッシュレスの利用は、
ほぼどの年代においても伸びが見られる。

R4年2月時点の利用調査によると、30代～60代では
約9割で利用されており、また70歳以上の方々でも
約8割以上に利用されている。

1. キャッシュレスについて | 都道府県別キャッシュレス支払割合（2019年）

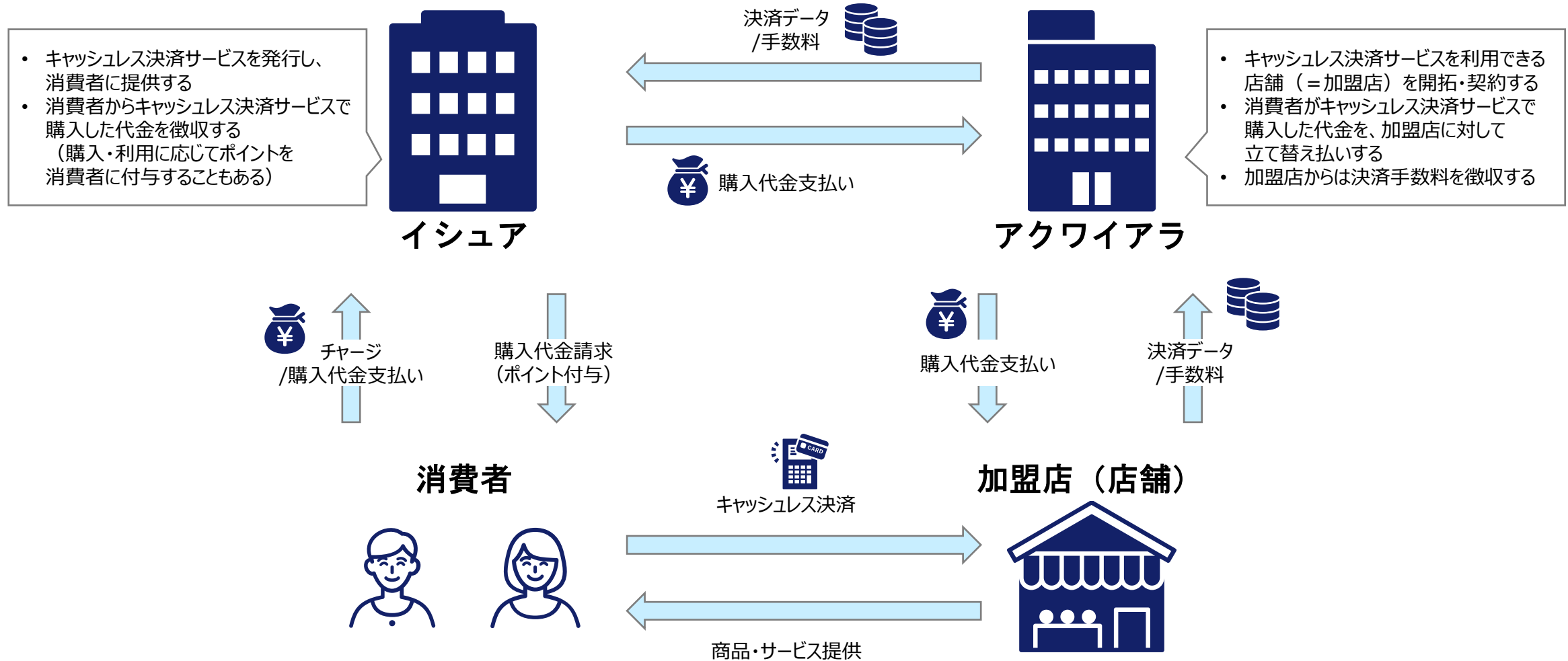
12



(出典) 総務省「全国家計構造調査」

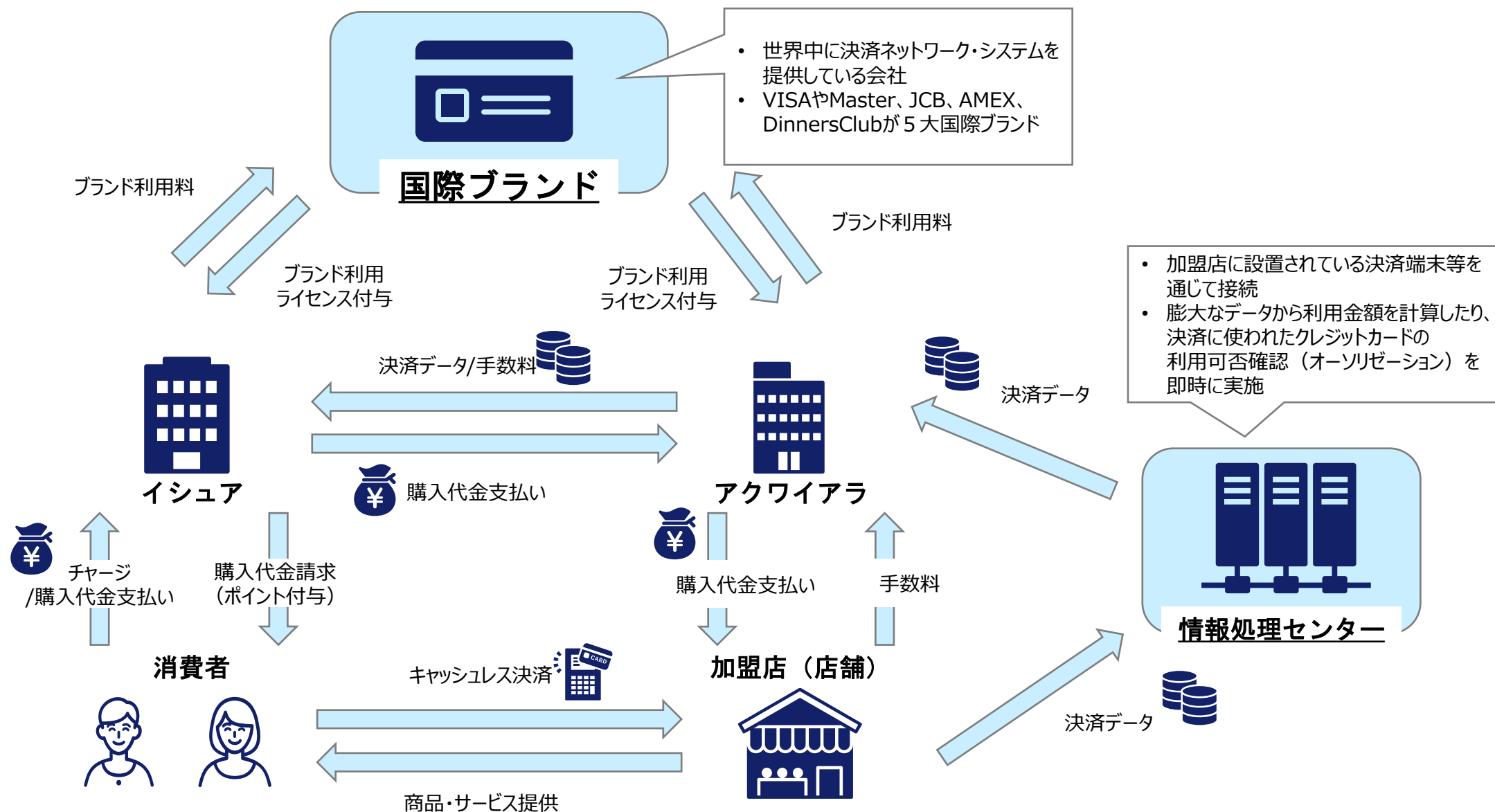
1. キャッシュレスについて | キャッシュレスの仕組み

- キャッシュレス決済利用の裏には、イシュア（消費者と契約する決済事業者）とアクワイアラ（加盟店と契約する決済事業者）が存在する。
- 関係者間で決済データをやり取りし、購入代金が支払われる仕組みとなる。



1. キャッシュレスについて | キャッシュレスの仕組み（クレジットカード等）

- ・クレジットカードでは、ブランド利用のライセンスを発行する会社や、決済情報を処理する情報処理センター等も関与する。



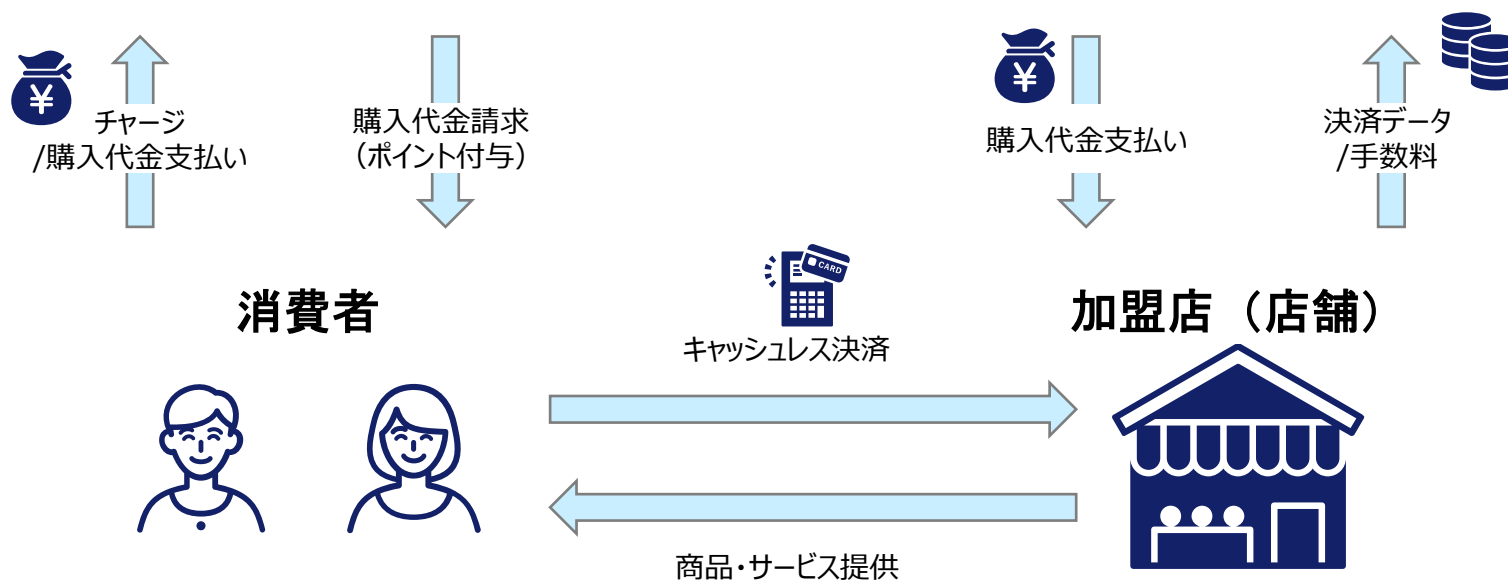
1. キャッシュレスについて | キャッシュレスの仕組み（クレジットカード以外（一部のクレジットカードも該当））

- ・ イシューとアクワイアラを兼任している決済事業者も多い。

イシュー 兼 アクワイアラ



- ・ プリペイドカード、電子マネー、QRコードを提供する決済事業者の多くは、イシューとアクワイアラを兼任している
- ・ 一部のクレジットカード（デビットカード）事業者もイシューとアクワイアラを兼任している

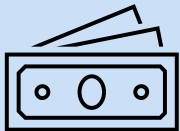
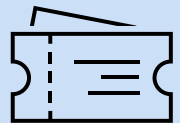
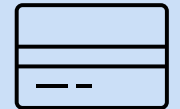


2. 自治体マイナポイントの種類

2. 自治体マイナポイントの類型 | 消費者向け給付方法の比較

- 自治体から消費者へ給付方法には、主に現金・プレミアム商品券・キャッシュレス（ポイント付与）の3パターンが存在する。
- 給付方法にはそれぞれメリット・デメリットが存在するが、キャッシュレスには、**給付までの時間短縮や業務効率化等のメリットがある**と考えられる。

自治体から消費者向けの給付施策の方法の比較

給付方法	メリット	デメリット
現金 	✓ 住民全員に平等に配布可能 ✓ 基本的に域内の全ての店舗等で利用可能 ✓ 自治体の印刷、保管、輸送、回収等コストが不要	✓ 消費に使用されない（貯蓄に回る）可能性有 ✓ 給付事務が煩雑かつ高コストになる傾向有
プレミアム商品券 	✓ 消費に使用される可能性高 ✓ 住民全員に平等に配布可能	✓ 加盟店登録を改めて実施する必要有 ✓ 利用商品券の精算等の事務が煩雑になる（商品券の回収、集計、精算等） ✓ 商品券の印刷、保管、輸送、販売等のコスト発生 ✓ 住民は商品券を物理的に入手する必要有（販売時間、場所の制限等） ✓ 転売される可能性有
キャッシュレス（ポイント付与） 	✓ 消費に使用される可能性高 ✓ 申請から給付までを短時間で実行可能（最短翌日給付） ✓ 自治体の印刷、保管、輸送、回収等コストが不要 ✓ 決済事業者の加盟店やポイント精算の仕組みを活用可能	✓ 住民全員に、平等に配布しづらい傾向有（住民によって利用しているサービスが異なる、全く利用していない人もいる、等） ✓ 対象キャッシュレス決済サービスの未導入店舗では利用不能

2. 自治体マイナポイントの類型 |

ご参考：Twitter等での評価

18

- ・若い世代が中心ではあるが、迅速なキャッシュレス給付に肯定的な意見は多い。



昨日申込みをした保険証、銀行口座登録のマイナポイント、paypayだと最速らしく今朝には入金されてました😊すごい、早い！これができるなら、育児給付金を皆paypay払いにするとしたら1週間2週間で入ってくることも理屈上可能では…。賛否はあるとは思いますが🦋



マイナポイント15000分入ってた!!!!第1弾で5000ポイント貰ってるから今回は15000ポイントのみ。3日後に入ってるって早あ。娘や旦那は今回初めて申請なので20000x2人貰えるから55000ポイントは大きいな...!



マイナポイント15000ポイントをラクカにチャージしたから、しばらく昼ごはんタダやね



マイナポイントの申請、マジで数分で終わるな

2. 自治体マイナポイントの類型 |

自治体マイナポイント事業で連携が可能となるキャッシュレス決済サービスの種類について

19

- 自治体マイナポイント事業の実施において、連携先とするキャッシュレス決済サービスは、自治体自らが提供するほか、民間事業者が提供するサービス利用することも可能である。
- 民間キャッシュレス決済サービスは様々あるが、自治体マイナポイント事業において連携可能となるサービス視点で整理すると、①全国型、②特定グループ型、③個別店舗型の3つに分類することができる。

自治体が連携先とするキャッシュレス決済サービスの種類

	サービス提供者	サービス種類	サービス概要
自治体マイナポイント事業で 連携先となるキャッシュレス 決済サービスの種類	自治体	下記「特定グループ型」に 該当するケースが多い想定	✓ 自治体と密接な関係のある金融機関や、団体等が 提供するキャッシュレス決済サービスを含む。 (いわゆる地域通貨等)
	民間事業者 (決済事業者)	全国型	✓ 全国（もしくは（××地方等）の広域エリア）の 様々な店舗や幅広いエリアで利用できるサービス。
		特定グループ型	✓ 特定のエリアの複数の店舗（商店街等）や 特定業種の店舗（飲食店、書店等）のみで 利用できるサービス。
		個別店舗型	✓ 個別の店舗、もしくはチェーン系列店等のみで 利用できるサービス。

2. 自治体マイナポイントの類型 |

自治体独自のキャッシュレス決済サービスと民間キャッシュレス決済サービス利用の比較

- 自治体がキャッシュレス決済サービスを提供する場合、加盟店対応・消費者対応を自治体が自ら実施する必要があるため、高コストになる傾向があるが、各規約等のルールは自治体が独自に設定できるメリットはある。
- 民間のキャッシュレス決済サービスを利用する場合、既に加盟店および利用者がいる状態からスタートでき、各対応業務も民間に任せることができるメリットがある一方、利用制限等のルールは民間が決めたものに従う必要がある。

連携先サービスにおける、各種業務対応の主体者比較

連携先とする決済サービス	加盟店対応 (募集、審査、登録、精算、等)	消費者対応 (募集、登録、入金、等)	その他、備考
自治体 自らが提供する キャッシュレス決済サービス	自治体	自治体	- 自治体独自ルールで加盟店や消費者の登録が可能。 - 店舗限定がやりやすい反面、事務コストは高くなる傾向有。
民間事業者 が提供する キャッシュレス決済サービス	民間事業者	民間事業者	- 各種業務は、民間事業者に任せることができるが、各サービスで設けられている“ルール”に従う必要有。 - 加盟店手数料がかかる場合有。

2. 自治体マイナポイントの類型 |

自治体の施策タイプについて（付与対象者限定、加盟店限定）

- 自治体マイナポイント事業において実施する施策タイプは、「付与対象者限定」と「加盟店限定」から4象限で整理できる。
- 自治体側が実施したい施策タイプに応じて、どのようなキャッシュレスサービスを契約・活用するか、もしくは自らキャッシュレスサービスを提供する必要がある。

自治体マイナポイント事業における施策の種類

		加盟店の限定	
		する	しない
ポイント付与 対象者の限定	する	消費者向け給付 かつ 地域店舗振興	消費者向け給付
	しない	地域店舗振興	—



総務省
マイナポイント事業



経済産業省
キャッシュレス・消費者還元事業

2. 自治体マイナポイントの類型 | 自治体の実施する施策タイプの概要

- いずれの施策タイプでも、自治体マイナポイント事業として、地域振興に繋がる効果はあると考えられる。
- より明確に、地域振興に効果を与えるには、ポイント付与対象者・加盟店の双方を限定することが望ましいが、その場合は加盟店限定できる決済事業者と、エリア内加盟店の登録調整が必要になる。

自治体の施策タイプ別の特徴・概要等

	概 要 等	備 考
【双 方】 対象者限定：有 加盟店限定：有	✓ ポイント付与店舗と付与対象者の双方を限定するため、自治体マイナポイントとしては理想的。 ✓ 但し、加盟店限定は、対応できる事業者とできない事業者が存在するため、考慮が必要。	マイナンバーカード認証を活用し、 このタイプの施策を実施できるようにしたい。
【消費者向け給付】 対象者限定：有 加盟店限定：無	✓ 利用先店舗を限定できないため、自治体エリア以外でも、付与ポイントを利用することが可能。 ✓ 加盟店を限定しないため、比較的簡素に実施可能。	加盟店を限定しなかった場合も、少額決済の多くは 居住エリア近辺で利用される傾向有。
【地域店舗振興】 対象者限定：無 加盟店限定：有	✓ 居住者以外の消費者が、施策・キャンペーン期間中に、当該エリアの店舗へ買い物に来る傾向有。 ✓ 予算が少なければ数日でキャンペーン期間が終了する可能性有。	単純給付（後述）には、対応できない。

2. 自治体マイナポイントの類型 |

(参考) 民間キャッシュレス決済サービスの対応可否

- ・ 民間キャッシュレス決済サービスには、タイプによって様々な特徴がある。
- ・ そのため、加盟店を限定して施策を実施したい場合には、条件に応じて、連携する決済事業者を選択する必要がある。

民間キャッシュレス決済サービスの特徴

	加 盟 店 数	利 用 者 数	加 盟 店 の 限 定	備 考
全 国 型	多 い	多 い	事業者によって異なる	きめ細やかな利用制御は行いづらいが、既存リソース（利用者・加盟店）を利用可能
特定グループ型	グループによっては多い可能性有	グループによっては多い可能性有	特定グループと施策目的が合致するなら可能	飲食店や旅行業等、特定の業種に限定したい場合、等
個別店舗型	限 定 さ れ る	限 定 さ れ る	特定店舗の限定となるため、複数のキャッシュレス決済サービスとの契約が必要	施策目的との整合性、公平性を慎重に判断する必要有

2. 自治体マイナポイントの類型 | 自治体の実施施策と対応可能なキャッシュレス決済サービス

- 実施したい施策タイプと、自治体の規模に応じて、選択可能なキャッシュレスサービスに差があると推察（事務局調べ）。
例えば、大規模自治体で実施する施策で、付与対象者・加盟店を一定程度カバーするには、全国型サービスの選択が望ましい。
- 基礎自治体で、エリア内にキャッシュレスを利用できる店舗が少ない場合は、独自のキャッシュレス決済サービス提供も有力。

施策範囲 × 施策タイプに応じた、決済サービスの親和性（事務局調べ）

施策の範囲 施策タイプ	広域をカバーする施策（中～大規模自治体、等）				狭域で実施する施策（小規模自治体、等）			
	自治体独自 キャッシュレス 決済サービス	民間キャッシュレス決済サービスを利用			自治体独自 キャッシュレス 決済サービス	民間キャッシュレス決済サービスを利用		
		全国型	特定グループ型	個別店舗型		全国型	特定グループ型	個別店舗型
【双方】 対象者限定：有 加盟店限定：有	非推奨	○	△	×	◎	○	△	△
【消費者向け給付】 対象者限定：有 加盟店限定：無	非推奨	◎	△	×	○	◎	△	△
【地域店舗振興】 対象者限定：無 加盟店限定：有	非推奨	○	△	×	○	○	△	△

2. 自治体マイナポイントの類型 | ポイントの種類と性質について

- ・ キャッシュレス決済サービスのポイントには、いくつかの種類と性質がある。
そのため、決済事業者には 種類・性質（下記）も含めて、決済サービス情報を登録いただく予定（8月頃）。
- ・ **実施施策の目的に応じて、種類・性質等も考慮し、連携する決済サービスを検討**いただきたい。

項 目	概 要	事 例	備 考
有 効 期 限	付与されてから一定期間経過するとポイントが消滅するもの	様々な決済サービス	—
事前登録要否	ポイントを受け取る前にポイント会員等への登録が必要なもの	JREポイント、等	—
ポイント受取操作	ポイントを実際に利用する前に、専用端末やセブン銀行ATM等でポイントの受け取り操作が必要なもの	楽天Edy、WAON、交通系IC、等	—
中 間 ポ イ ン ト	ポイント自体では直接店舗では利用できず、 ポイントを電子マネー等に交換が必要なもの	JREポイント、等	—
商 品 交 換	実店舗でポイントや電子マネーとしての利用以外にも 商品・サービスとの交換が可能なもの	JREポイント、等	—
インターネット決済利用	ポイント自体でインターネットでの決済に利用できるもの	楽天ポイント、PayPayポイント、等	—
引き落とし相殺	クレジットカード等の引き落とし額にポイントを充当できるもの	楽天ポイント、Vポイント、等	クレジットカード系がメイン
ポイント投資	ポイントで株式等の投資が可能なもの	楽天ポイント、PayPayポイント、等	—
現金引き出し	ポイントの交換先として、登録口座への現金化が可能なもの	J-debit 系	—
キャッシュレス利用不可	ポイントを決済に利用できない（商品との交換や値引きに限定）もの	飲食店サイトのポイント、マイル、等	現時点では登録対象外

3. R3年度自治体マイナポイント実証について

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業の概要

昨年度事例

27

- 自治体が決済サービス事業者と連携することで、多様なポイント給付施策を実現 する事業として、R3年度に自治体マイナポイントモデル事業を実施。
- R3年度に参加した自治体・決済事業者、及び事業規模は以下の通り。

参加団体

参加自治体 (20団体)	✓ 秋田県大仙市 ✓ 静岡県浜松市 ✓ 福岡県飯塚市 ✓ 福島県福島市 ✓ 京都府福知山市 ✓ 熊本県熊本市 ✓ 千葉県千葉市 ✓ 京都府木津川市 ✓ 宮崎県宮崎市 ✓ 千葉県木更津市 ✓ 兵庫県姫路市 ✓ 宮崎県都城市 ✓ 山梨県甲府市 ✓ 兵庫県多可町 ✓ 宮崎県延岡市 ✓ 山梨県甲斐市 ✓ 広島県三次市 ✓ 宮崎県川南町 ✓ 長野県立科町 ✓ 徳島県
決済事業者 (7社)	✓ イオンリテール株式会社 (WAON) ✓ 楽天Edy株式会社 (楽天Edy) ✓ 株式会社KDDI (au PAY) ✓ 株式会社NTTドコモ (d払い) ✓ 株式会社ニモカ (nimoca) ✓ 株式会社フジ・カードサービス (エフカ) ✓ 株式会社ゆめカード (ゆめか)
地域通貨 (5団体)	✓ 君津信用組合 (木更津市) ✓ 川南町 ✓ 九州電力 (飯塚市) ✓ 都城市 ✓ 延岡市

事業規模

項 目	成 果
総 施 策 数	38件
総 申 請 件 数	108,843件
総 給 付 回 数	416,392件
総付与ポイント数	881,434,955ポイント
総 事 業 費	1,235,215,005円
1 団体当たり平均事業費	61,760,750円

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業団体別施策一覧 **【双方限定給付】**

		加盟店の選定	
		する	しない
ポイント付与対象者の選定	する	消費を向け付け する 地域通貨提供	消費を向け付け しない 消費を向け付け
	しない	地域通貨提供	—

昨年度事例

28

- モデル事業で実施された施策は下記の通りであり、自治体独自の多様なポイント給付施策を実現した。

団 体	事 業 概 要	キャッシュレス
木更津市 (千葉県)	① マイナンバーカードを交付申請した者に対し、電子地域通貨「アクアコイン」で利用可能なポイントを1,000円分付与。 ② 乳児の保護者等で、マイナンバーカードを取得している者に対し、電子地域通貨「アクアコイン」で利用可能なポイントを10,000円分付与。	自治体提供 (特定グループ型)
飯塚市 (福岡県)	① 従来の紙媒体でのプレミアム付商品券に代え、18歳以上の市民に対し、購入金額の20%をプレミアムポイントとして付与。 ※10,000円分のチャージに応じて12,000円分のポイントを付与する形を想定。 ② 市が指定する地域貢献活動等に参加した60歳以上の市民に対し、地域通貨サービスで利用可能なポイントを付与。 ※1回の参加当たり100円分のポイント付与を想定。 ③ 市が指定する健康づくり活動に参加した市民に対し、地域通貨サービスで利用可能なポイントを付与。 (上限：5,000円分)	自治体提供 (特定グループ型)
都城市 (宮崎県)	① 生活支援やキャッシュレス推進を含めた地域振興を図るため、従来の紙媒体での地域振興券に代え、市民に対し、7,000円分の地域通貨のポイントを付与。 ② 市外から市内への移住者に対し、5,000円分の地域通貨のポイントを付与。	自治体提供 (特定グループ型)
延岡市 (宮崎県)	① 延岡市が行う各種ボランティア活動や地域イベント、健康づくり事業等に参加する延岡市民に対し、地域通貨サービスで利用可能なポイントを付与。 ※1回の参加当たり200円分のポイント付与を想定。 ② 18歳以上の延岡市民に対し、市内のまちなか循環バスや路線バスの運賃としてのみ利用できる3,000円分の地域通貨のポイントを付与。	自治体提供 (特定グループ型)
川南町 (宮崎県)	町内の登録店舗で利用できる地域通貨のポイントを、チャージ額の30%分上乗せして付与。(上限：15,000円分)	自治体提供 (特定グループ型)
浜松市 (静岡県)	マイナンバーカードを取得した市民に対し、市内の店舗で買い物をした際に、購入金額の30%分のポイントを付与。 (決済1回当たり上限：2,000円分、付与期間内通算上限：20,000円分)	民間利用 (全国型)
三次市 (広島県)	市民が市内の店舗で買い物をした際に、購入金額の最大30%分のポイントを付与。(上限：6,000円分)	民間利用 (全国型)

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業団体別施策一覧 【消費者向け給付】

		加盟店の選定	
		する	しない
ポイント付与 対象者の選定	する	消費者向け給付 かつ 地域店舗優遇	消費者向け給付
	しない	地域店舗優遇	—

昨年度事例

29

団 体	事 業 概 要	キャッシュレス
大仙市 (秋田県)	① 市で生まれた新生児の保護者に対し、 出産祝金 として35,000円～60,000円分のポイントを付与。 ② 婚姻した市内在住の夫婦に対し、 結婚祝い金 として12,000円分のポイントを付与。 ③ 市とタニタGが連携した「大仙市健幸まちづくりプロジェクト」に基づく 健康づくり活動へ一定以上参加した市民に対し 、4,000円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)
福島市 (福島県)	市の成人式に参加等した 新成人に対し 、従来の図書カードの贈呈に代え、500円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)
千葉市 (千葉県)	市が指定する 市民公益活動や健康維持・増進活動等への参加者に対し 、ポイントを付与。 ※活動の種類に応じ、1回の参加当たり5円～100円分のポイント付与を想定。	民間利用 (全国型)
甲府市 (山梨県)	市が指定する 健康イベント等に参加した19歳以上の市民に対し 、参加実績に応じて市内店舗での利用を対象としたポイント※を付与。 (上限：10,000円分) ※市内店舗で行った買い物金額に応じ、選んだ決済サービスのポイントを付与。	民間利用 (全国型)
甲斐市 (山梨県)	① マイナンバーカードを取得した中学3年生に対し、 中学卒業記念品として 、3,000円分のポイントを付与。 ② マイナンバーカードを利用して 図書館で本を借りた 甲斐市在住の中学3年生に対し、500円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)
立科町 (長野県)	町民が 町内の店舗で買い物をした際に 、購入金額の30%分のポイントを付与。(上限：10,000円分)	民間利用 (全国型)
木津川市 (京都府)	市が実施する ごみ減量等の取組 （ごみ拾いウォーキングイベントや高齢者等へのごみ出し支援等）に参加した住民に対し、ポイントを付与。 ※取組の種類に応じ、1回の参加当たり100円～1,000円分のポイント付与を想定。	民間利用 (全国型)

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業団体別施策一覧 【消費者向け給付】

加盟店の選定	
する	しない
ポイント付与対象者の選定	消費者向け給付 かつ 地域店舗職員
しない	消費者向け給付 地域店舗職員

昨年度事例

30

団 体	事 業 概 要	キャッシュレス
福知山市 (京都府)	福知山市民のうち20歳以上、かつ各種健診やウォーキングイベント等、 市が指定する健康関連事業への参加者 にポイントを付与。 ※ 1回の参加当たり50円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)
姫路市 (兵庫県)	① 出生届の提出に合わせて 新生児のカード申請を取得した人 に対し、2,000円分のポイントを付与。 ② 特定保健指導の対象となった 国民健康保険被保険者が保健指導を終了した際 に、ポイントを付与。（500円～1,500円分） ③ 糖尿病重症化予防歯科検診受診者 に対し、500円分のポイントを付与。 ④ 栄養食事指導を受けた者 に対し、500円分のポイントを付与。 ⑤ 禁煙チャレンジ者及び禁煙成功者 に対し、500円分のポイントを付与。 ⑥ あんしんサポート養成研修を受講し、 所定のボランティア活動に参加 した40歳以上の市民に対し、参加実績に応じたポイントを付与。（上限：5,500円分）	民間利用 (全国型)
多可町 (兵庫県)	① マイナンバーカードの取得者 に対し、3,000円分のポイントを付与。 ② 町の健康アプリとの連携を図りつつ、 町が主催する健康づくり活動等に参加した住民 に対し、参加実績に応じたポイントを付与。（上限：5,000円分）	民間利用 (全国型)
徳島県	① 消防団員証として利用しているマイナンバーカードの活用を更に促進するため、「 R3年度に新規入団し、研修に参加した団員 」に対し、500円分ポイント付与。 ② 県民の生涯を通じた学びを促進するため、 県立総合大学校主催講座を受講して「100単位を達成した者」 に対し、500円分のポイントを付与。 ③ 県民の健康増進活動を促進するため、 県が運用する健康ポイントアプリで「15,000ポイントを達成した者」 に対し、500円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)
熊本市 (熊本県)	市が行う 健康増進の事業に一定以上参加 した市民のうち、企画に当選した1,000人に対して5,000円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)
宮崎市 (宮崎県)	① 市が実施する がん検診や健康教室等に参加した住民 に対し、参加賞として1,500円分のポイントを付与。 ② 市が実施する がん検診や健康教室等に一定以上参加した住民 のうち、企画に当選した500人に対し、10,000円分のポイントを付与。 ③ 特別定額給付金の対象外となった子どもの保護者を主な対象として、一定期間中に出産した産婦に対し、子ども1人当たり30,000円分のポイントを付与。	民間利用 (全国型)

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業・施策のリーチ率（優良事例）

昨年度事例

31

- ・ 特定の住民を対象とするいくつかの施策では、そのリーチ率※が70%を超えるなど、ポイント付与対象者の多くに自治体マイナポイントを給付できることが判明した。

リーチ率※が高かった施策例

	広島県 三次市	熊本県 熊本市	宮崎県 宮崎市	千葉県 木更津市
	自治体マイナポイント モデル事業	「熊本健康アプリ」 マイナポイント	新型コロナウイルス緊急対応 赤ちゃん応援事業	木更津市子育て応援 ミールポイント事業
母集団	2,600	1,000	5,003	759
総申込人数	1,845	944	3,634	450
総付与回数	1,720	944	3,208	379
リーチ率※	71%	94%	73%	59%

※リーチ率＝対象施策申込人数/対象施策の母集団

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業・給付ポイント利用率

昨年度事例

32

- 一部の地域通貨では、施策毎の利用済ポイント数を把握することが可能。
- キャッシュレス決済に市民が不慣れであるために、利用済ポイント数が伸び悩んだ場合もあったが、
いくつかの施策では利用率がほぼ100%となり、自治体マイナポイントの有効性や住民への活用可能性が判明した。

給付ポイント利用率を把握している施策例

	福岡県 飯塚市	宮崎県 都城市	千葉県 木更津市	宮崎県 延岡市
	電子プレミアム応援券事業	都城市地域通貨給付事業	木更津市行政ポイント (らづポイント) 事業	バス利用ポイント
総 申 込 人 数	2,090	63,004	734	628
総 付 与 回 数	2,076	62,586	502	578
総 付 与 ポイント数	19,142,000	438,102,000	502,000	1,734,000
利 用 済 ポイント数	19,106,696	430,975,824	176,617	342,670
給 付 ポ イ ン ト 利 用 率	99%	98%	35%	20%

(出典) R3年度自治体マイナポイントモデル事業 各種報告書から事務局で作成

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業・マイナンバーカード年間発行枚数推移

昨年度事例

33

- 自治体マイナポイントモデル事業参加自治体の事業開始前後のマイナンバーカード発行枚数は、以下の通り。
- 15自治体では1年間で発行枚数が50%以上増加**しており、マイナンバーカード発行に対しても一定の効果が見込まれる。

マイナンバーカード年間発行枚数推移

	R3 3/1時点	R4 3/1時点	増加率
兵庫県多可町	4,544	10,698	135.4%
山梨県甲斐市	18,566	33,527	80.6%
静岡県浜松市	193,464	338,553	75.0%
兵庫県姫路市	143,171	242,758	71.8%
京都府木津川市	20,890	35,889	69.6%
広島県三次市	11,740	19,857	69.1%
兵庫県福知山市	18,538	30,879	66.6%
宮崎県延岡市	37,758	59,266	58.4%
秋田県大仙市	22,460	35,566	57.0%
宮崎県宮崎市	144,724	226,704	56.8%

	R3 3/1時点	R4 3/1時点	増加率
長野県立科町	1,945	3,050	56.6%
千葉県千葉市	298,012	461,223	54.8%
福島県福島市	74,780	114,587	53.8%
千葉県木更津市	40,965	63,022	53.7%
山梨県甲府市	47,666	73,277	53.2%
熊本県熊本市	236,633	352,889	49.1%
宮崎県川南町	5,409	7,989	47.8%
福岡県飯塚市	36,767	54,351	47.7%
徳島県	203,060	298,484	47.0%
宮崎県都城市	87,499	125,951	43.9%

（出典）R3年度自治体マイナポイントモデル事業 各種報告書から事務局で作成

3. R3年度自治体マイナポイント実証について | モデル事業・総括

昨年度事例

34

- モデル事業参加者からは、全国版マイナポイント事業と比較して、「**事業内容や対象者を自治体独自で決定できるため、地域のニーズに対応できるが優れている**」という意見が挙がった。その他、事務負担の軽減に関するメリットも、自治体の声として聞こえてきた。
- その一方で、改善点として、事務手続の簡素化や住民視点での施策申込方法の簡略化等が挙げられた。

自治体マイナポイントモデル事業 総括

優れていた点

- 地域住民のニーズに応じた施策設計が可能。
 - ・ 標準ルールの範囲内であれば自由に施策設計ができ、各地域の実情や課題に応じた施策を展開
 - ・ 各種イベント・業務へのインセンティブ付与がしやすいため、活動の認知度が上がり活性化に直結
- 既存施策をポイント給付で実施することで事務負担の軽減が可能。
 - ・ 換金の事務手間が無くなり、事務負担が軽減
 - ・ 対象者の審査事務手続が低減
 - ・ 自治体が指定するキャッシュレス決済とのみ連携できるため全国マイナと比較し、各種問い合わせに迅速に対応が可能

要改善点

- 自治体と決済事業者間の契約・精算の簡素化
- 利用者側の申込・受取方法の簡略化
- 住民への認知度の向上

4. R4年度自治体マイナポイントについて

4. R4年度自治体マイナポイントについて | R4年度自治体マイナポイント事業の考え方

- モデル事業で挙げられた「業務負荷の高さ」、「ルール複雑さ」といった課題に対応して、
より多くの自治体・決済事業者に参加いただける事業とすることを目指す。

課題と対応策

モデル事業の課題

- 契約・精算に係る
事務手続きの業務負荷が高い

- ポイント付与類型が複雑
- 参画自治体・決済事業者が少ない

R4年度の対応策・変更点

【対応策①】

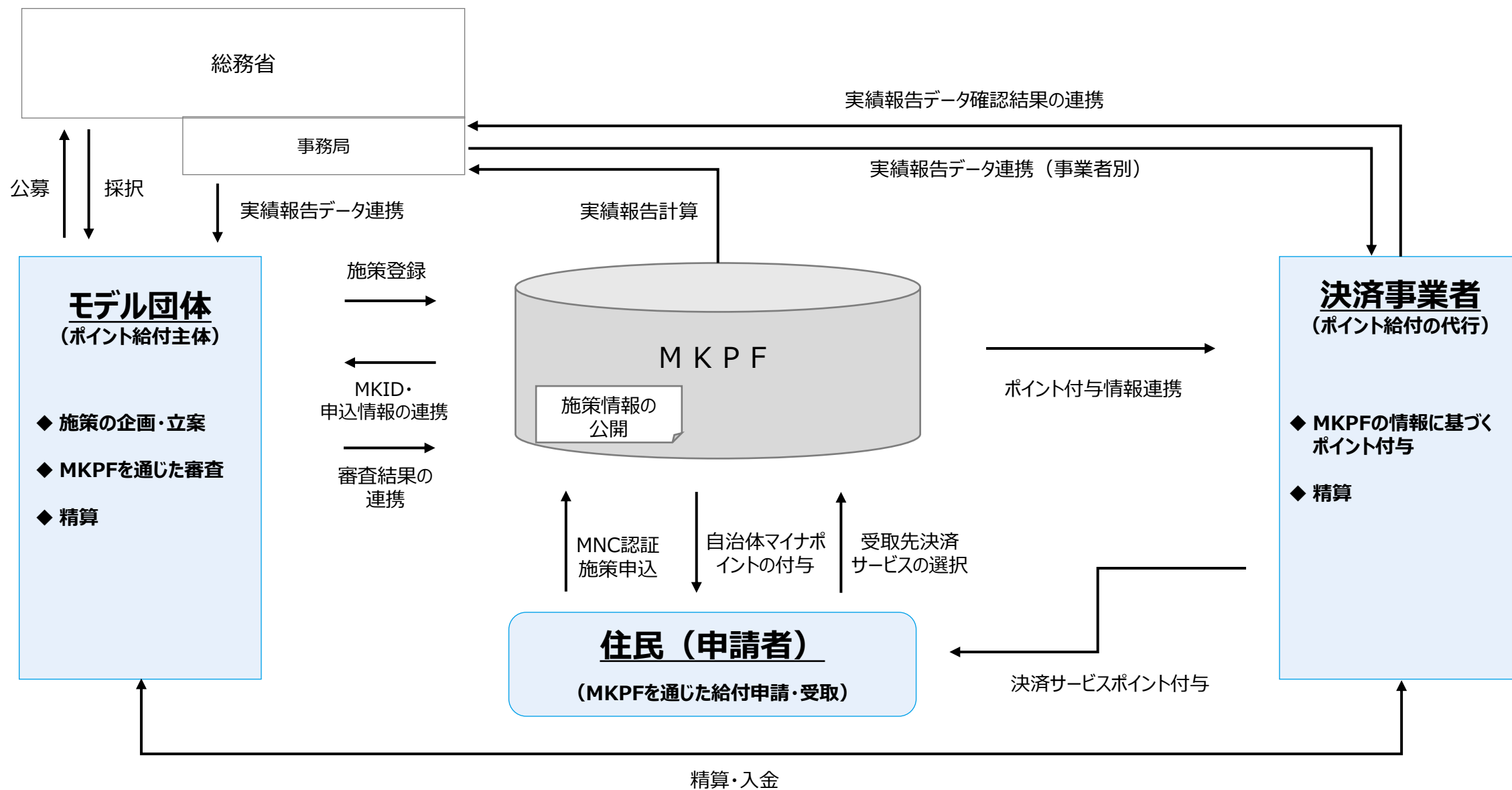
- 自治体マイナポイント事業ポータルを構築し、
各種業務を一元化
 - 但し、ポータルの利用にあたり
契約スキームに変更が生じる（変更点）

【対応策②】

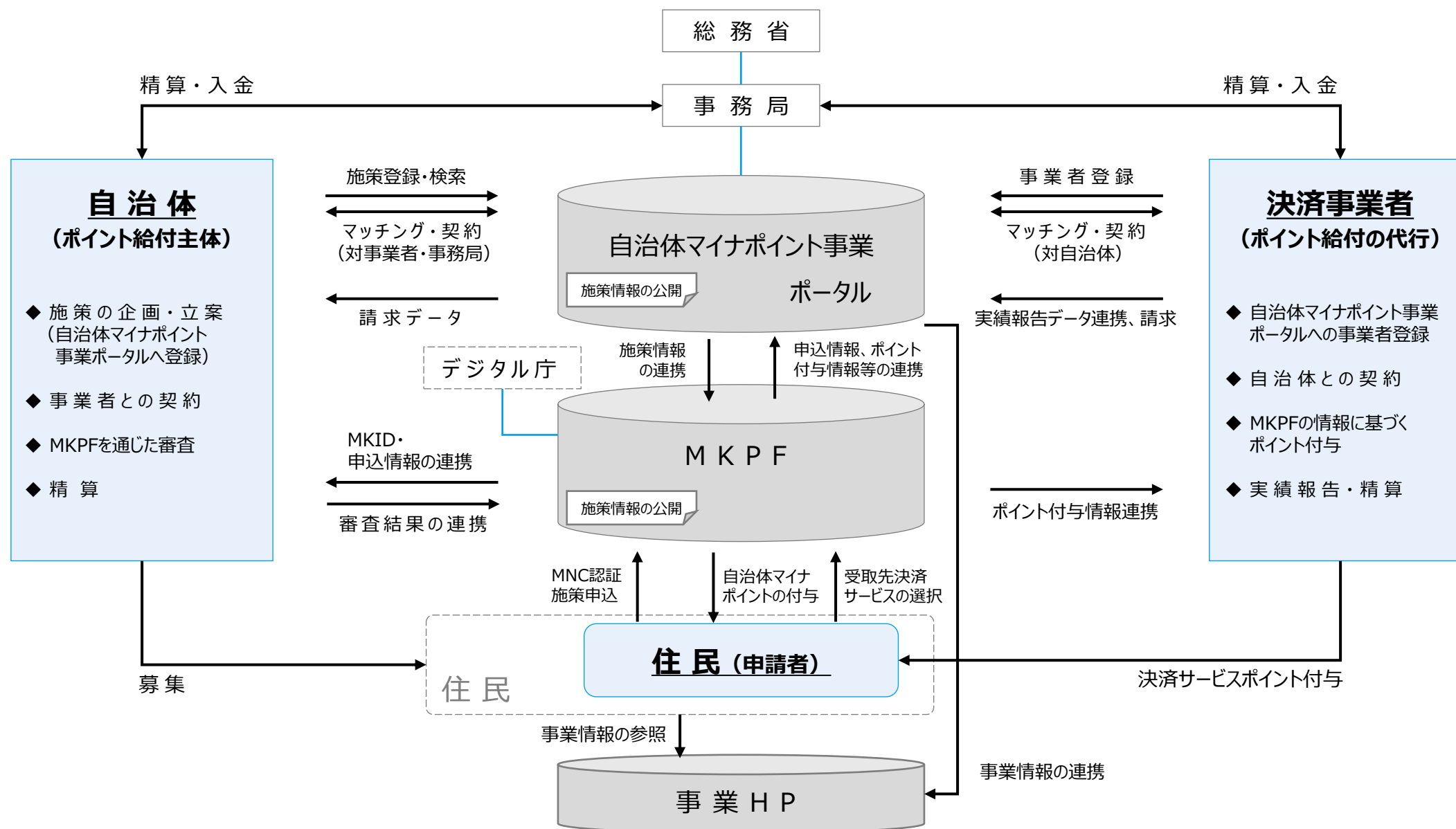
- ポイント付与類型のシンプル化により、
参画自治体・決済事業者の増加を促す

4. R4年度自治体マイナポイントについて |

【参考】モデル事業のスキーム



4. R4年度自治体マイナポイントについて | R4年度自治体マイナポイント事業のスキーム（予定）

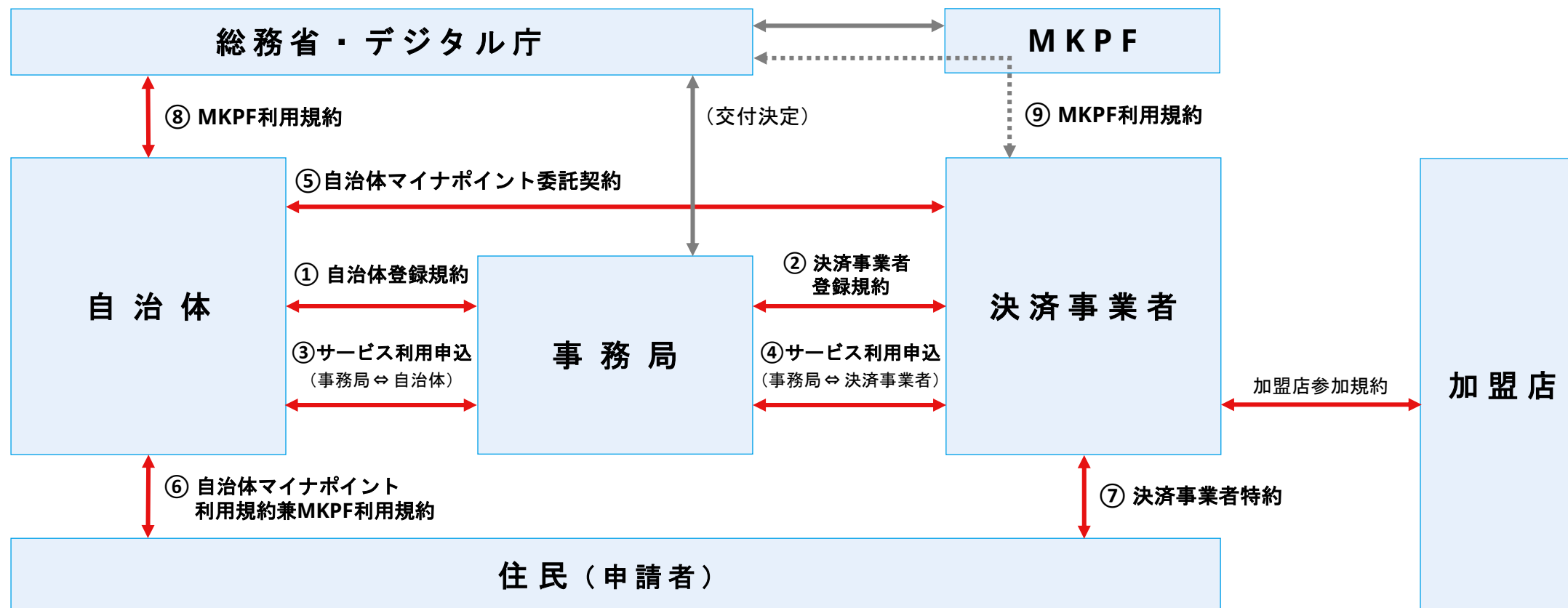


4. R4年度自治体マイナポイントについて | R4年度自治体マイナポイント事業の契約スキーム及び各種規約

R4年度 自治体マイナポイント事業の契約スキーム

- 自治体と決済事業者とは、ポイント付与に関する委託契約を直接結ぶものの、
精算等の業務については、**事務局に対してサービス利用申込の手続きを実施**していただく予定。

R4年度自治体マイナポイント事業の契約スキーム



4. R4年度自治体マイナポイントについて | ポイント付与類型シンプル化に向けた考え方

- モデル事業では、(1) 決済サービスポイント付与のタイミング、(2) ポイントの利用・還元対象となる店舗の限定、(3) ポイント付与額の可変性という観点から14種類の類型を規定していた。
- しかし、(1) のうちチャージ式の還元付与型や(3) について、モデル団体の要望は多くなかった。また、一部の類型については決済事業者が技術的に対応が難しいものもあった。
- そのため、**R4年度自治体マイナポイント事業では、以下の考え方で整理し、ポイント付与類型のシンプル化を目指す。**

施策の考え方（要望・審査）



ポイント付与類型の考え方

自治体の要望や審査類型によって規定される分類

決済事業者ごとのサービスの特徴や機能によって規定される類型

住民の限定

有

・自治体マイナポイント付与対象者を、特定の住民に限定する

無

・自治体マイナポイント付与対象者を、限定しない（申請者全員に付与）

付与のタイミング

単純付与

・購買等の行為なしに、選択した決済サービスポイントへと交換できる

還元付与
(購買等)

・自治体マイナポイントの取得後、選択した決済サービスの購買等に応じてポイント付与

店舗（付与元）の限定

有

・購買等した場合にポイント付与が受けられる店舗を、特定店舗に限定する

無

・どの店舗で購買等をしてもポイント付与が受けられる

店舗（利用先）の限定

有

・交換した決済サービスポイントの利用先を、特定店舗に限定する

無

・交換した決済サービスポイントは、どの店舗でも利用できる

- モデル事業と変更なし（一部審査方式の削減有）
- 住民限定を行いたい自治体は、対象を規定し、その審査結果をMKPFに連携する必要有
- 審査方式は、現在検討中（後述）

- モデル事業と変更あり（類型のシンプル化）
- 決済事業者が対応できる類型を提示し、自治体は連携先とする決済事業者（決済サービス）を選択し（マッチング）、契約する

4. R4年度自治体マイナポイントについて | R4年度マイナポイント事業におけるポイント付与類型

- R4年度自治体マイナポイント事業におけるポイント付与類型として、下記①～⑥とする。

← 施策の考え方※ →

ポイント付与類型

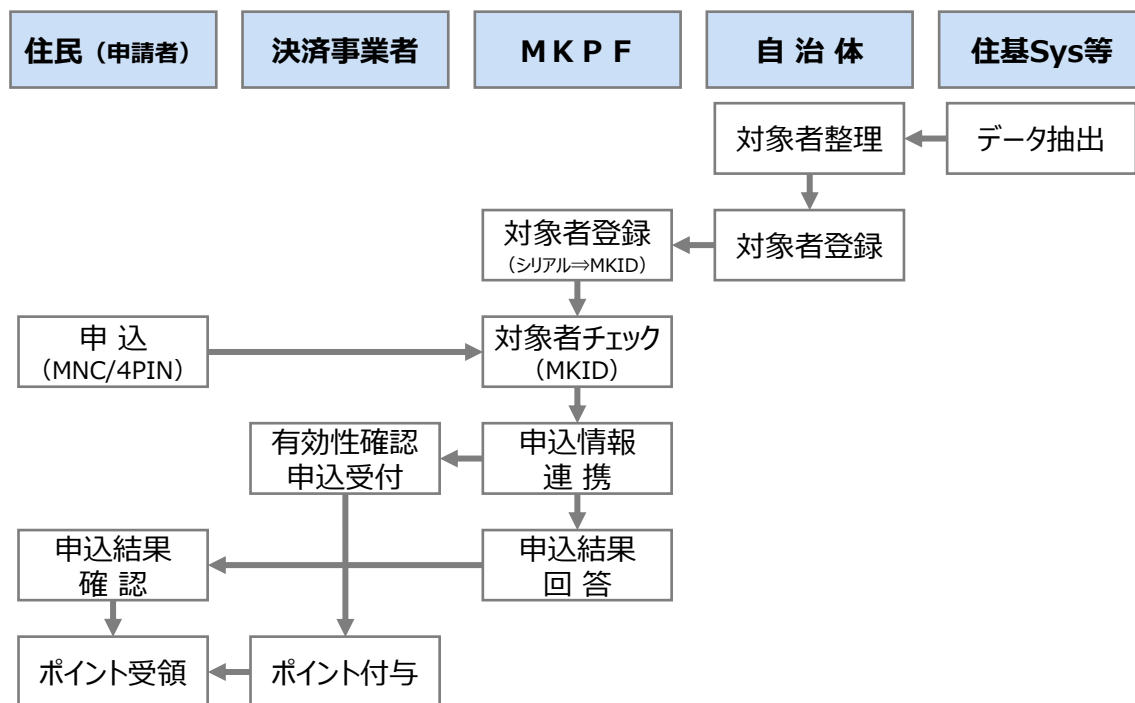
住 民 の 限 定	(1) 付与の タイミング	(2) 店 舗 限 定		ポイント付与類型	例
		付 与 元	利 用 先		
限 定 有 / 無	単 純 付 与 型	限 定 有	限 定 有	存在しない	
			限 定 無	存在しない	
		限 定 無	限 定 有	①	・条件を満たした対象者、もしくは申請者全員に、利用先が限定されているポイントを付与 例) 地域の公共交通機関でのみ利用できるポイントを申請者に付与。
			限 定 無	②	・条件を満たした対象者、もしくは申請者全員に、ポイントを付与 例) 第一子出産の方に出産お祝いポイントを付与。
	還 元 付 与 型 (購 買 等)	限 定 有	限 定 有	③	・条件を満たした対象者、もしくは申請者が、特定の店舗で購買を行った場合、 利用先が限定されているポイントを付与 例) 転入した住民が地域の飲食店で食事をした場合、購買額の10%分のポイントを還元。 但し、付与されたポイントは地域のイベントでのみ利用可能。
			限 定 無	④	・条件を満たした対象者、もしくは申請者が、特定の店舗で購買を行った場合、ポイントを付与 例) 転入した住民が地域の飲食店で食事をした場合、購買額の10%分のポイントを還元。
		限 定 無	限 定 有	⑤	・条件を満たした対象者、もしくは申請者の購買に対し、利用先が限定されているポイントを付与 例) 地域住民が買い物をした場合、購買額の10%分のポイントを還元。 但し、付与されたポイントは地域の商店街においてのみ利用可能。
			限 定 無	⑥	・条件を満たした対象者、もしくは申請者の購買に対し、ポイントを付与 例) 地域住民が買い物をした場合、購買額の10%のポイントを還元。

※施策の考え方（自治体の要望、審査類型、等）によって、住民の限定有/無が存在。

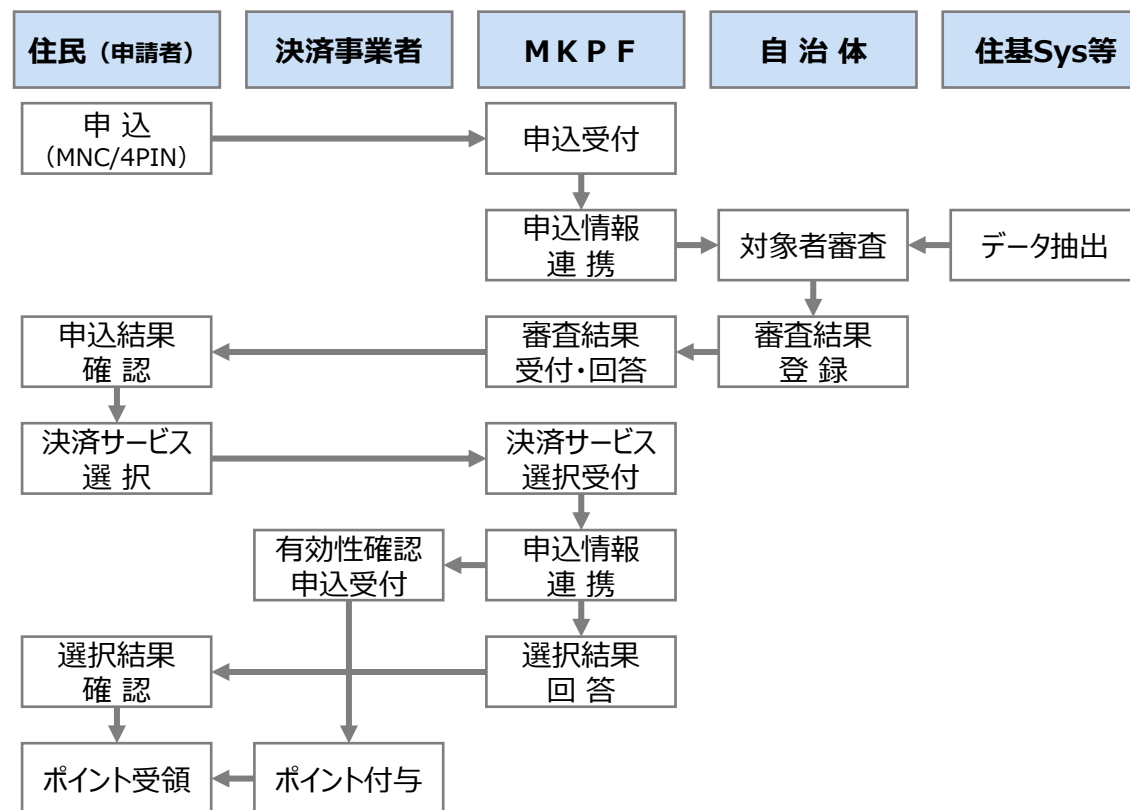
4. R4年度自治体マイナポイントについて | 事前審査方式と事後審査方式

- 条件に応じた付与対象者を事前に登録しておき、その後に住民から申込を受け付ける方法が、「事前審査方式」である。一方、申込後に付与対象者であるか審査を実施し、審査結果を戻す方法が、「事後審査方式」となる。なお事後審査方式における決済サービス選択は、①申込と同時、②申込結果確認後、いずれも可能とする予定である。
- 但し、R4年度は**事後審査方式のみとする予定**（事前審査方式は今後検討）。

事前審査方式



事後審査方式



5. 今後の進め方

5. 今後の進め方 | R4年度自治体マイナポイントスケジュール

44

- ・ R4年度自治体マイナポイント事業の想定スケジュールは、以下の通り。

	～ 7 月	8 月	9 月	10月	11月～
M K P F	システム仕様検討	MKPF改修、各種テスト			
		★ MKPFシステム 連携仕様書の公開			
				疎通・連携テスト	
				自治体運用テスト	
自治体マイナ 事業ポータル	システム仕様検討	事業ポータル機能構築（段階的に機能リリース）			
		次年度向け機能改修等			
自治体				自治体運用テスト	
決済事業者			決済事業者システム改修	疎通・連携テスト	
				自治体運用テスト	
イベント等	仕様検討会	全国説明会 （15ヶ所）	事業課題・次年度事業検討WG		
		自治体・決済事業者の公募（登録）			
		施策登録（自治体-決済事業者の契約、マッチング）			
			実施施策の公表		
			住民からの申請受付・審査		

5. 今後の進め方 | 参加を希望される自治体の方へ

- R4年度自治体マイナポイント事業への参加を希望される場合には、**まず「アカウントの発行」を行っていただく必要がある**。
アカウント発行URLは次ページを参照。
- なお、**自治体のポータルアカウント発行は、原則 1 自治体 1 アカウント**とさせていただきたい。
そのため、自治体内で共有アカウントとして使用するよう、管理徹底いただく必要がある。
- アカウント発行が完了すると、業務フローの進捗に沿って、資料ダウンロードや決済事業者の検索等の機能が利用可能。
アカウントを発行しても事業を実施しないことは可能なので、**まずはアカウント発行いただきたい**。

業務フローと利用できるサービス

STEP	業務フロー	自治体ができるサービス
①	アカウントの発行	各種資料のダウンロード webFAQの利用 等
②	自治体登録	検索機能の利用 チャット機能の利用
③	施策の登録	等

5. 今後の進め方 |

【参考】自治体向け事業ポータル「アカウント発行申請」画面

- 自治体のアカウント発行URLは、以下の通り（決済事業者用の発行URLは異なるため注意）。

<https://portal-mnp.paymentsjapan.or.jp/lom/viewCreateMunicipalityAccount>

第2弾マイナポイント事業／自治体マイナポイント事業

自治体向けポータル アカウント発行申請

自治体マイナポイント事業の自治体向けポータルのアカウント発行申請を行います。

自治体情報

給付自治体名

例：東京都 千代田区

給付自治体名 カナ

例： トウキョウトチヨダク
 ※全角カナで入力してください
 ※空白や記号は入力できません

担当者氏名

例： 佐藤 例： 一郎

担当者氏名 カナ

例： サトウ 例： イチロウ
 ※全角カナで入力してください

連絡先

※ハイフン(-)を除く、半角数字（10～11桁）で入力してください

メールアドレス

※半角英数字記号で入力してください
 ※このメールアドレス宛にメールが送信されますので、お間違いのないようご注意ください

全国地方公共団体コード

※半角数字6桁で入力してください

注意事項

ポータルからDLできる資料は、アカウントを発行した自治体および決済事業者限りとしてください

プライバシーポリシー

☐ プライバシーポリシーおよび注意事項に同意します。

※システムから送信されるメールが「迷惑メール」フォルダに振り分けられている場合があります。
「迷惑メール」フォルダにも見つからない場合は、「@mynumberpoint.paymentsjapan.or.jp」のドメインを除外設定した上で、
はじめからアカウント発行申請の手続きを行ってください。

アカウント発行申請

5. 今後の進め方

【参考】決済事業者向け事業ポータル「アカウント発行申請」画面

47

- ・ 決済事業者のアカウント発行URLは、以下の通り （自治体用の発行URLは異なるため注意）。

<https://portal-mnp.paymentsjapan.or.jp/lom/viewCreateLomOperatorAccount>

第2弾マイナポイント事業／自治体マイナポイント事業

自治体マイナポイント事業 決済事業者向けポータル アカウント発行申請

自治体マイナポイント事業の決済事業者向けポータルのアカウント発行申請を行います。

事業者情報	
決済事業者名	 例： 株式会社〇〇 ※全角で入力してください
決済事業者名 カナ	 例： カブシキガイシャマルマル ※全角カナで入力してください ※空白や記号は入力できません
担当者氏名	 例： 佐藤 例： 一郎
担当者氏名 カナ	 例： サトウ 例： イチロウ ※全角カナで入力してください
担当者電話番号	 ※ハイフン(-)を除く、半角数字（10～11桁）で入力してください
メールアドレス	 ※半角英数字記号で入力してください ※このメールアドレス宛にメールが送信されますので、お間違いないようご注意ください
外国法人	☐ 外国法人である
本社の所在する国名	 ※外国法人の場合、入力してください
法人番号	 ※半角数字（13桁）を、入力してください
注意事項	ポータルからDLできる資料は、アカウントを発行した自治体および決済事業者限りとしてください
プライバシーポリシー	☐ プライバシーポリシーおよび注意事項に同意します。

※システムから送信されるメールが「迷惑メール」フォルダに振り分けられている場合があります。
「迷惑メール」フォルダにも見つからない場合は、「@mynumberpoint.paymentsjapan.or.jp」のドメインを除外設定した上で、
はじめてからアカウント発行申請の手続きを行ってください。

アカウント発行申請

5. 今後の進め方 | 自治体の業務フロー（1 / 2） | 自治体登録～施策開始

- 自治体マイナポイント事業への登録から施策開始までの手続きは、**自治体マイナポイント事業ポータル上で実施可能**。
施策開始までのSTEPは、以下①～⑦に示す通り。

STEP	業 務 フ ロ ー	自治体 が 実 施 す る こ と	事務局・決済事業者が実施すること	予 定 時 期
①	アカウントの発行	✓ プライバシーポリシー同意 ✓ ポータルの登録フォームからアカウント申請	✓ ポータルアカウント発行 ✓ 完了メールの送付	8 月～
②	自治体登録	✓ 自治体基本情報の入力 ✓ 各種利用規約の同意 ✓ セキュリティ要件チェックシートのアップロード	✓ 登録審査 ✓ 登録完了の通知（メール連絡）	
③	施策の登録	✓ 施策の概要や期間、ポイント付与方式等の入力 ✓ 自治体（施策）ロゴの提出 【任意】	✓ 登録審査 ✓ 登録完了の通知（メール連絡）	8 月下旬頃～
④	マッチングできる決済サービス検索	✓ 決済サービスのマッチング検索・決定 ✓ 決済事業者とのやり取り（チャット機能）	✓ 自治体とのやり取り（チャット機能） 【決】	9 月～
⑤	基本契約	✓ 基本契約の締結依頼	基本契約締結 ✓ 依頼内容の確認、締結手続【決】	
⑥	施策と決済サービスのマッチング	✓ 個別条件等の詳細項目の入力※¹ ✓ 決済事業者の入力内容の承認	✓ 個別条件等の詳細項目の入力※²【決】 ✓ 自治体の入力内容の承認 【決】	9 月下旬頃～
⑦	施策申込 受付開始	事業ポータルからMKPFに施策情報が連携 ✓ 施策の申込受付開始		10 月下旬頃～

※¹ 施策とマッチングする決済サービスの申込期間・付与完了日などの各種日付・期間等

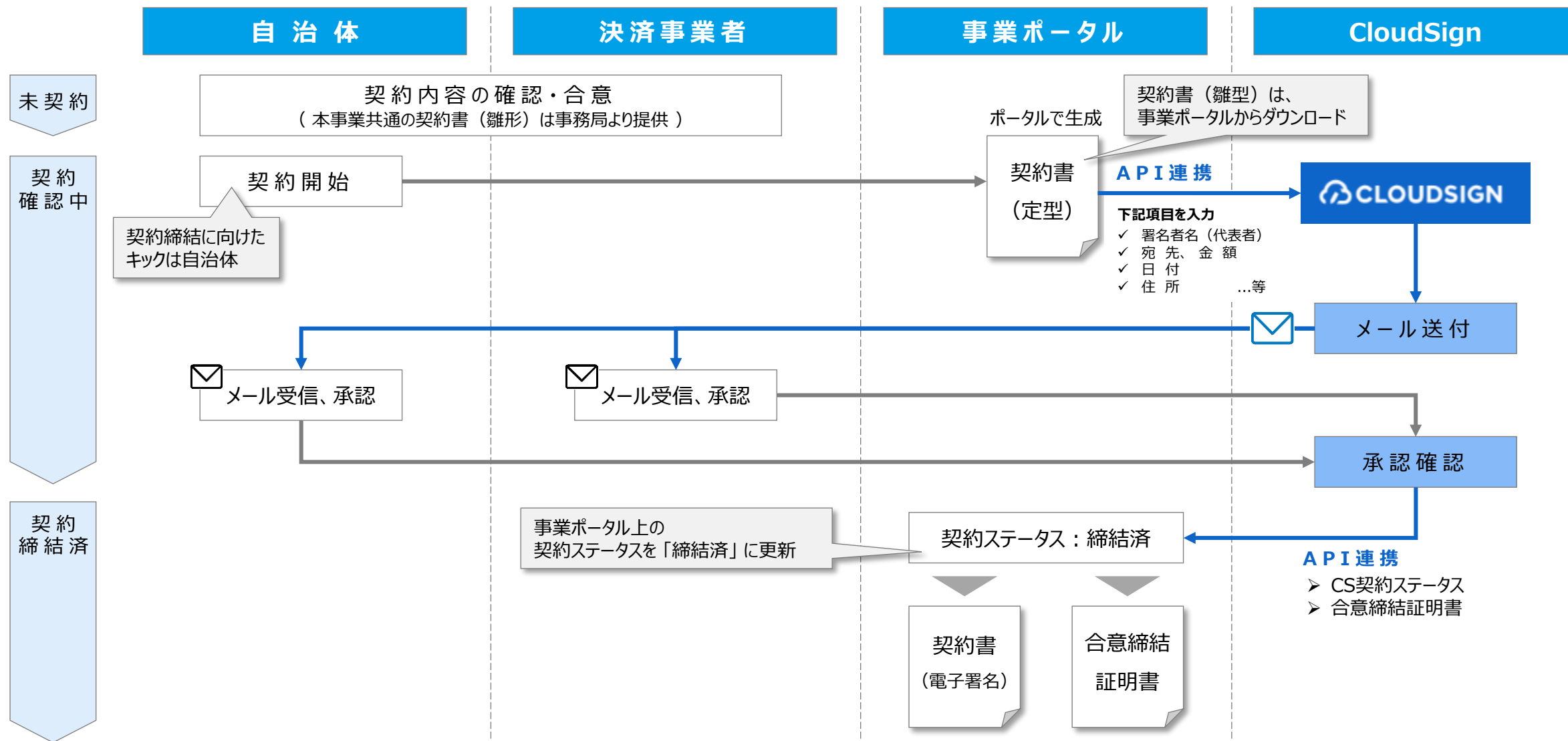
※² 失効率等の決済サービスに関する個別・詳細の取り決め項目

5. 今後の進め方 |

【STEP⑤補足】電子契約サービス利用イメージ | A. 電子契約 完結型ケース

49

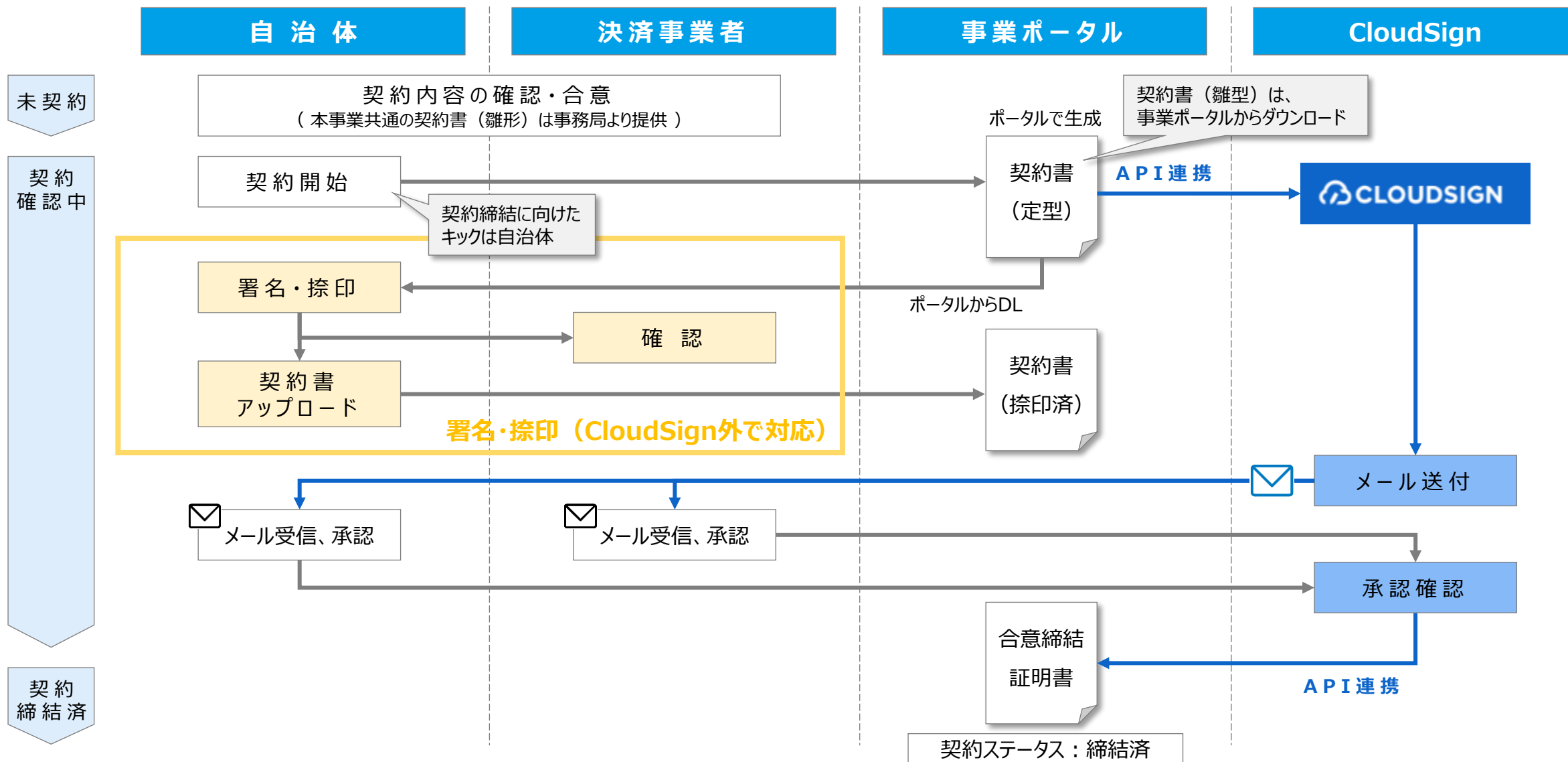
- CloudSignを利用する場合の契約イメージ・フローは、以下の通り。



5. 今後の進め方 |

【STEP⑤補足】電子契約サービス利用イメージ | B. 電子契約＋アナログ契約ケース

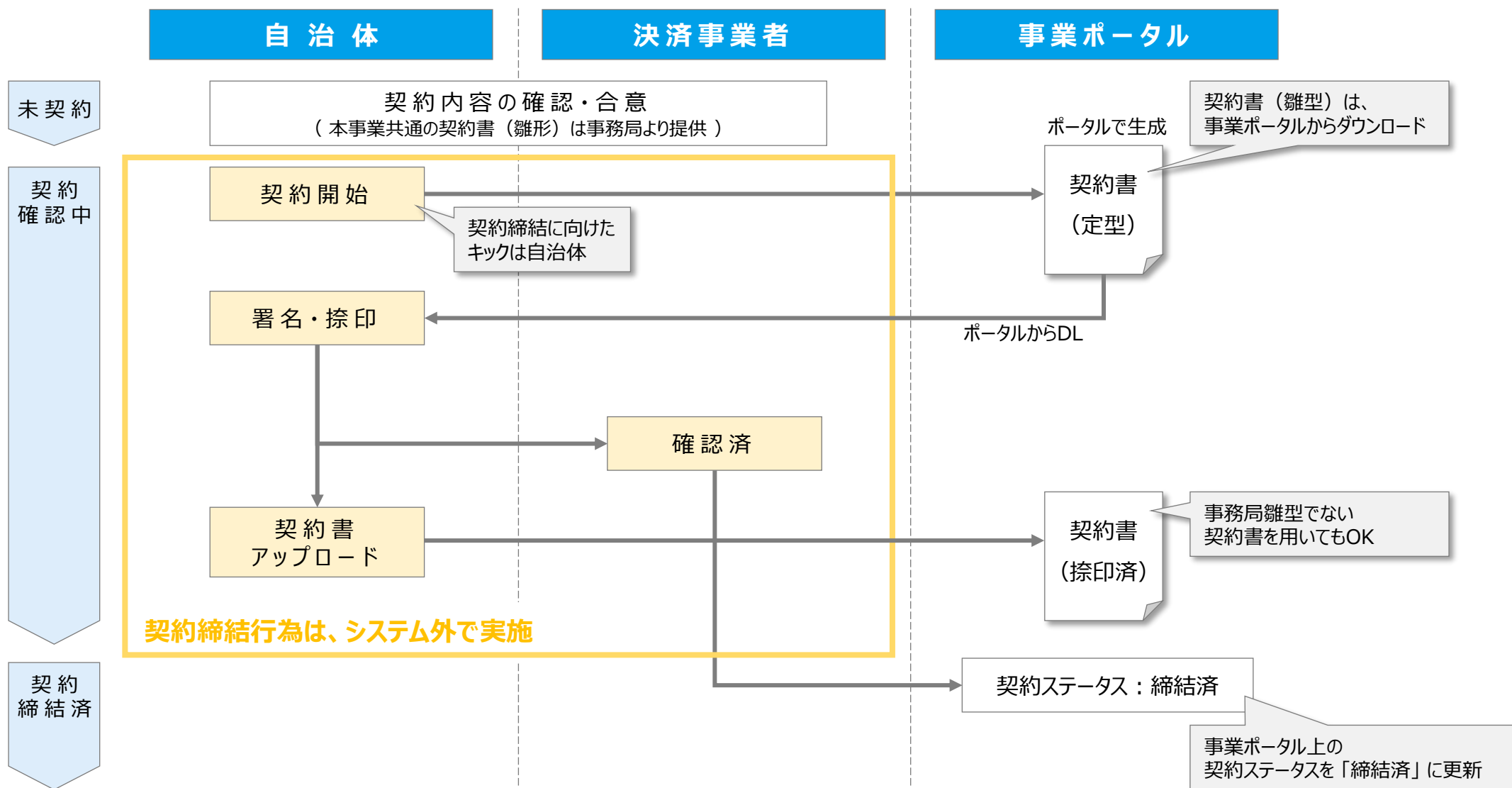
- 署名や捺印と組み合わせて、CloudSignを部分的に利用する場合の契約イメージ・フローは、以下の通り。



5. 今後の進め方 |

【STEP⑤補足】電子契約サービス利用イメージ | C. 電子契約サービス利用不可ケース

- CloudSignが利用できない場合の契約イメージ・フローは、以下の通り。



5. 今後の進め方 |

【STEP⑤～⑥補足】基本契約、及び施策マッチング確定について

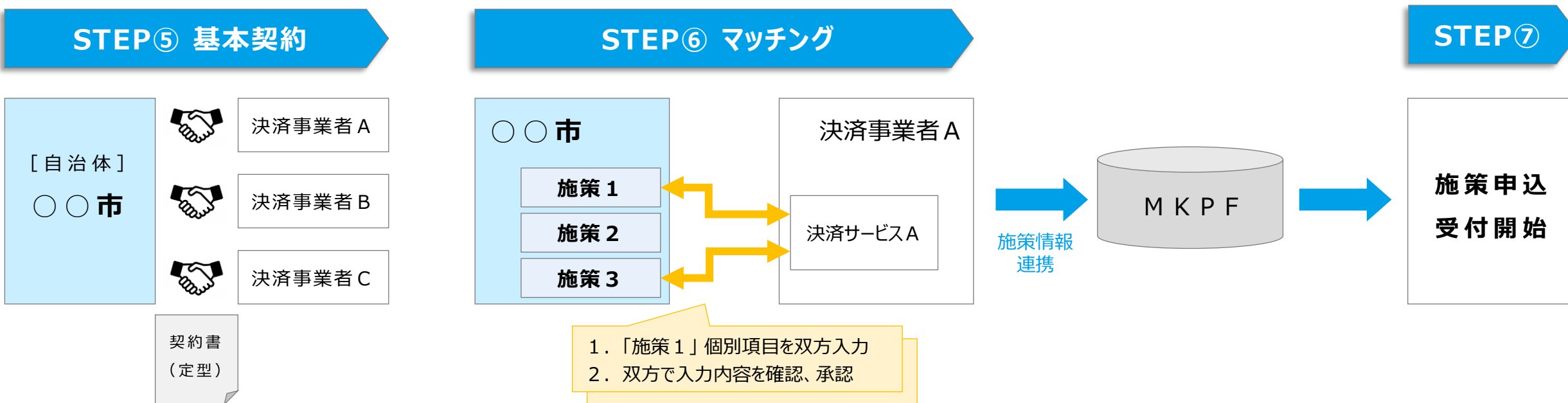
STEP⑤ | 基本契約

- ・ 前述のように基本契約書は、事務局が提供する共通フォーマットを活用し、CloudSign もしくは紙ベースで締結を予定。
- ・ 基本契約が締結された決済事業者（決済サービス）から、STEP⑥「施策と決済サービスのマッチング確定」へ移行可能。

STEP⑥ | 施策と決済サービスのマッチング

- ・ 自治体・決済事業者のそれぞれが、施策および決済サービスの個別詳細項目や取り決め（申込期間、付与期間、失効率の設定、等）を入力。その後、双方が入力内容を確認し、承認すると、マッチングした施策・決済サービス情報がMKPFに連携され、施策申込が可能※となる。

※ 施策情報の申込開始日以降、マッチング完了した決済サービスへの申込が開始される。



5. 今後の進め方 | 自治体の業務フロー（2 / 2） | 施策申込受付終了～精算完了

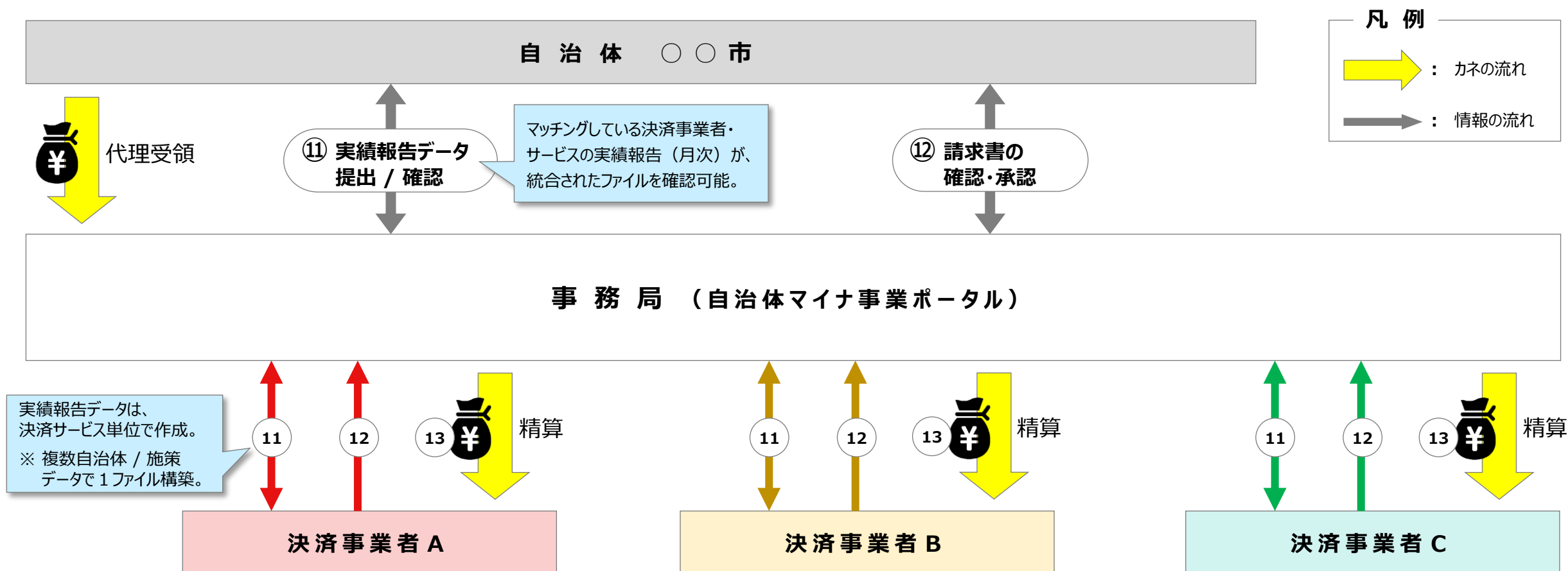
- ・ 施策申込の受付終了から精算までの手続きに係るSTEPは、以下⑧～⑬に示す通り。
- ・ 実績報告データをポータル上で承認（⑪）すると、請求書が作成されるため、精算に向けて承認（⑫）が必要。

STEP	業 務 フ ロ ー	自治体を実施すること	決済事業者が実施すること
⑧	申込受付終了	✓ 申込受付の終了	
⑨	審査完了	✓ 各自治体で審査を完了させる ✓ 最終審査結果データを、MKPFに連携完了	✓ MKPFから、最終ポイント付与情報を授受
⑩	ポイント付与完了		✓ 決済サービスポイント付与完了
⑪	実績報告データの提出	✓ 実績報告データのチェック、承認	✓ 実績報告データを、事業ポータルにアップロード
⑫	請求書の承認	✓ 請求書の承認	✓ 請求書の作成（ポータル上で実施）
⑬	精算完了	✓ 事務局への支払い依頼	✓ 請求金額の受領（事務局 ⇒ 決済事業者）

5. 今後の進め方 |

【STEP⑪～⑬補足】代理受領型の精算処理方法のイメージ

- ・ 精算スキームは、下図にある「代理受領型」を想定。
- ・ 自治体・決済事業者間で直接契約となるが、実績報告データの提出～支払処理まで、全てポータル上で一括管理する予定。
- ・ 複数契約を締結した場合でも、支払処理は事務局が一括代行するため、自治体・決済事業者の事務コストは軽減される見通し。



5. 今後の進め方 | R4年度事業の費用負担の考え方

- 自治体マイナポイント事業実施にあたり、発生する費目は下記5つ（A～E）に大別される。
- R4年度事業では、事務局運営に係る費目（A・B）に**補助金で賄うため、自治体等の負担は予定していない**。
- Cの決済事業者側に発生する経費の内、事務経費補助で賄えない部分（内部経費等）が発生する場合は個別調整予定。

#	費 目	一次 負担者	最終 負担者	R4年度事業
A	自治体マイナポイント事業 ポータル構築・運用費	事務局	自治体 決済事業者	補助金で実施 (事業参加者の負担なし)
B	事務局運営費 (コールセンター、自治体・事業者対応、等)	事務局	自治体 決済事業者	
C	事務費 (システム改修費ほか、コールセンター設置費 また広報費等を含む)	決済事業者	自治体	事務経費補助(予定) ※現在、最終調整中
D	付与ポイント分(原資)	決済事業者	自治体	ポイント原資を支払い
E	事務費 (コールセンター設置費・広報費等を含む)	自治体		自治体にて整理 されているものと思料

5. 今後の進め方 | お問合せ方法

56

- 自治体マイナポイント事業に係る問合せ方法は、webFAQ、コールセンターの2通りが存在。
- いずれの窓口においても、**マイナポイント事業第2弾に関するお問合せには、回答できない**ため、問い合わせ先は分けて利用いただきたい。

お 問 合 せ 方 法	備 考
① 自治体マイナ用 webFAQ	- 利用にあたっては事業ポータルアカウント登録が必要。 - 事業ポータルにログインした後で、利用できる問合せ機能。
② 自治体マイナ用 コールセンター	- 現在、まだ仕様検討段階であるため、その場でご回答できない可能性がある点に留意が必要。 - 個別具体的な相談や仕様等に関する確認・質問等は、①webFAQ を活用すること。

5. 今後の進め方 | お問合せ方法 | ② コールセンター

57

<お問合せ用 電話番号>

- 自治体マイナポイント事業に係る事務局コールセンターを、7月4日（月）より開設。
マイナポイント事業第2弾に関するお問合せには、回答できないので、了承いただきたい。
TEL : 0570-033-650
- なお本事業は仕様検討段階であるため、コールセンターにお問合せいただいても、その場でご回答できない可能性有。
個別具体的な相談や仕様等の確認・質問等は、webFAQを活用すること。

項 目	詳 細
窓 口 名	【公式】自治体マイナポイント マatchingポータル事務局 （仮称）
電 話 番 号	0570-033-650
電 話 回 線 種 類	ナビダイヤル（通話料有料）
営 業 時 間 （ 受 電 時 間 ）	09：00 ～ 18：00 ※土日祝日、及び年末年始等を除く
対 応 内 容	自治体マイナポイント事業に関する、自治体および決済事業者からのお問合せ
受 付 開 始	2022年7月4日（月）09：00～

6. R5年度以降の展開について（案）

※ 現時点で検討中の内容である点に、留意が必要。
実施するかどうかも含めて、現時点では未定。

6. R5年度以降の展開について（案） | 今後の展開可能性について

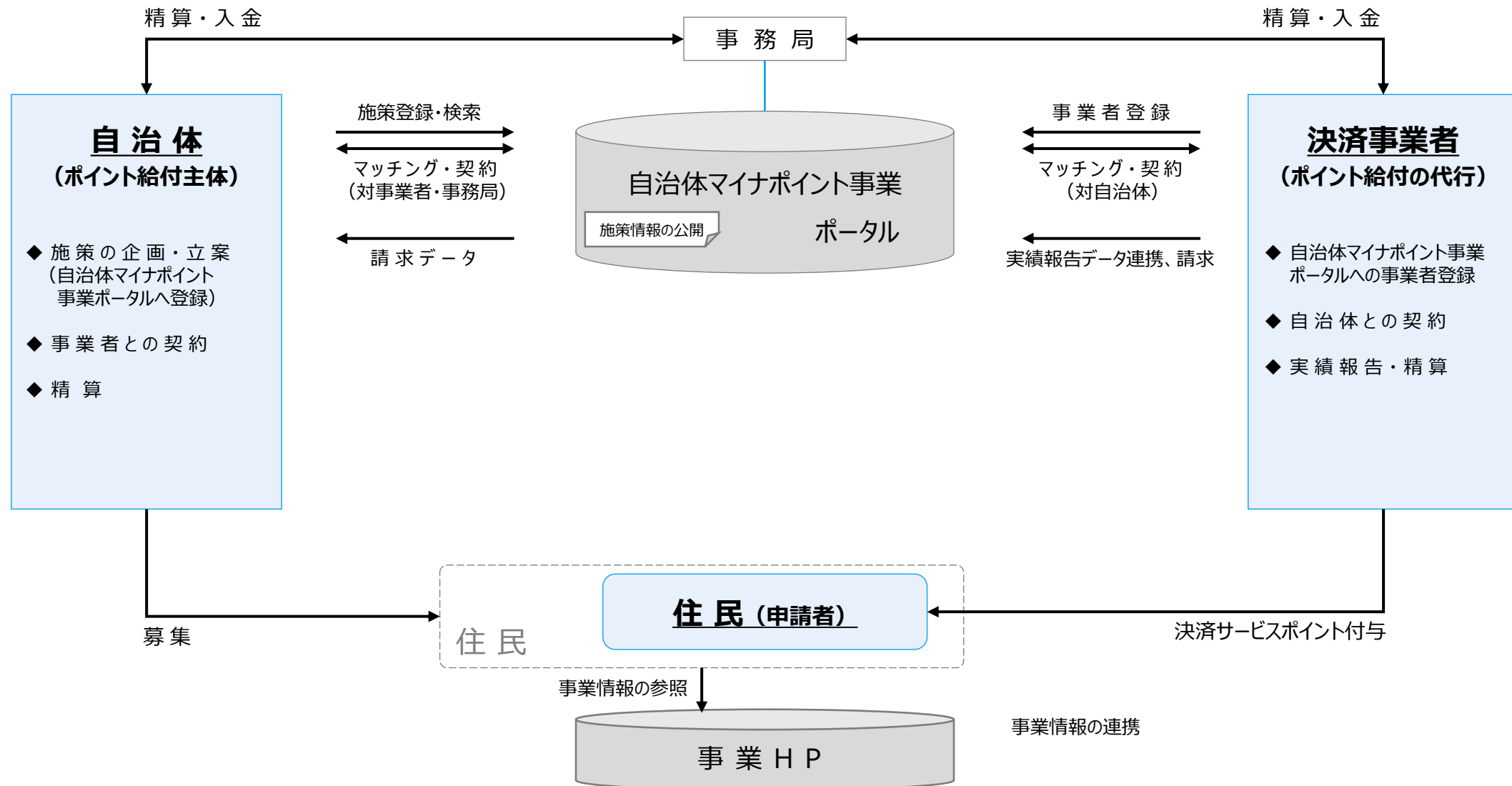
59

- 今後の事業設計にあたっては、自治体・決済事業者等の意見・ニーズを受けて、参画事業者や付与ポイント等の幅を広げることも想定。
- また、R4年度自治体マイナポイント事業で挙げた課題等に基づき、より活用しやすい仕組みを目指す。

対 象	R 4 年 度 事 業	展 開 可 能 性（R 5 年 度 以 降）
参画自治体	• 単一の自治体	• 単一の自治体 • 複数自治体での共同実施（広域連合等）
参画事業者	• 決済サービスを提供できる決済事業者	• キャッシュレス決済サービスを提供できる決済事業者 • 特定商取引事業者（ECサイト等） • クーポン発行事業者 等
事業期間	• 単年度	• 単年度 • 複数年度に跨る
付与対象者	• マイナンバーカードで個人認証できる住民	• マイナンバーカードで個人認証できる住民 • 個人認証せずに付与する方式（次頁参照）
付与ポイント等	• 登録された決済サービスによる購買等で付与されるポイント • 引き落とし額への請求相殺	• 登録された決済サービスによる購買等で付与されるポイント • 引き落とし額への請求相殺 • 特定ECサイトでのみ利用できるポイント • デジタルクーポン券 • 現金振込（ポイントと現金の選択制） 等

6. R5年度以降の展開について（案） | 個人認証しない方式の精算集約について

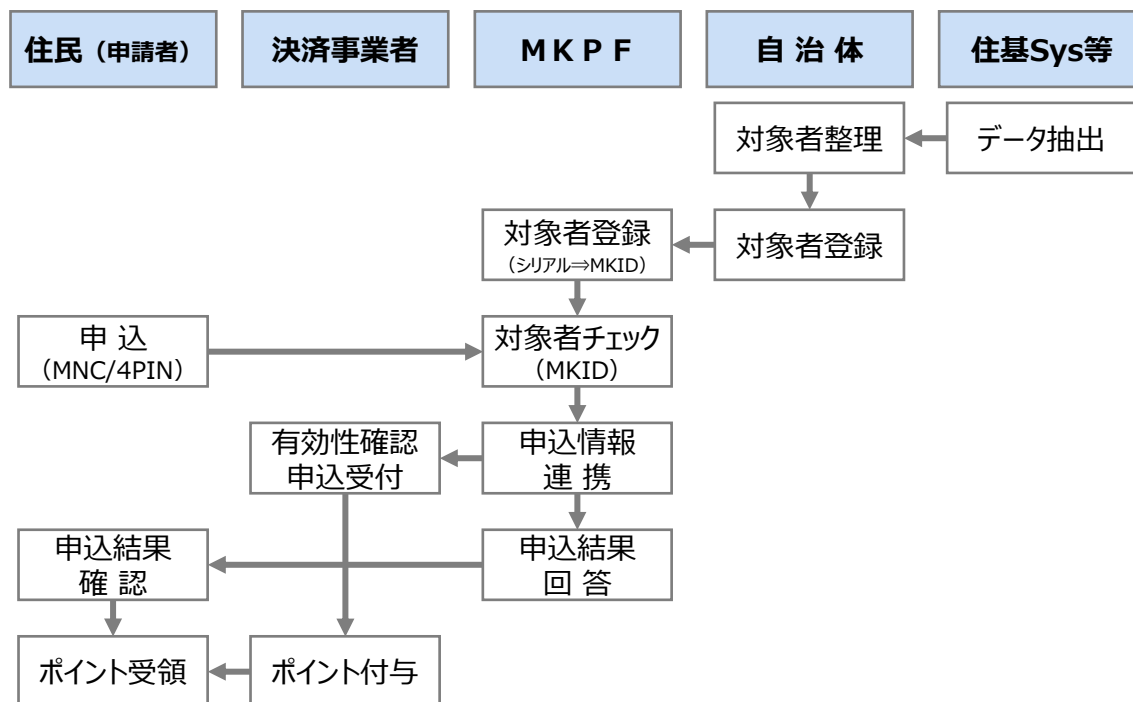
- マイナンバーカードによる住民限定を行わない施策でも、集約精算のニーズがある場合は対応を検討したい。



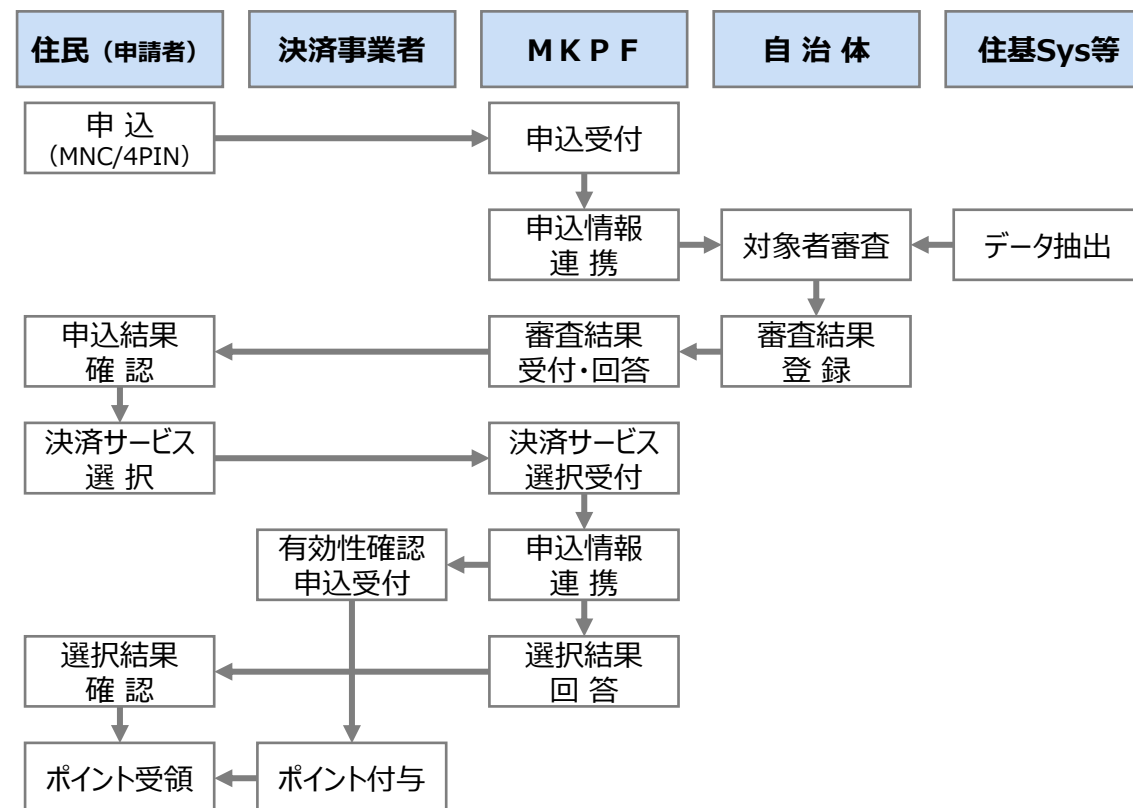
6. R5年度以降の展開について（案） | 目指す審査方式（事務局案）

- 今後、審査方式の**事前審査方式の導入**を目指す。
- 審査方式によって、自治体で必要な作業・タイミングが異なる想定。

事前審査方式



事後審査方式



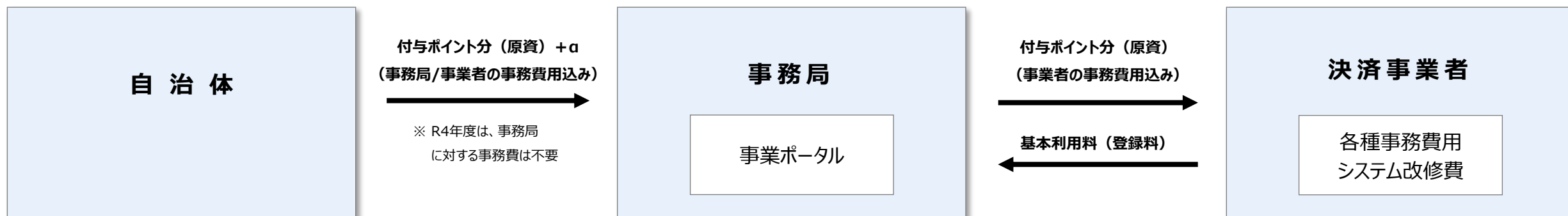
6. R5年度以降の展開について（案） | 事業実施で想定される費目

- 自治体マイナポイント事業実施にあたり、発生する費目は下記5つ（A～E）に大別される。
- R4年度事業では、事務局運営に係る費目（A・B）に**補助金が存在するため、自治体等で負担いただくことはない**。
但し、補助金がなくなった後、事業ポータルを使って施策を実施する場合には、A・Bをご負担いただくことになる。

#	費 目	一次 負担者	最終 負担者	R4年度事業	補助金がなくなったケース
A	自治体マイナポイント事業 ポータル構築・運用費	事務局	自治体 決済事業者	補助金で実施 (事業参加者の負担なし)	事業参加者に負担いただく想定 (料金体系等は今後、要議論)
B	事務局運営費 (コールセンター、自治体・事業者対応、等)	事務局	自治体 決済事業者		
C	事務費 (システム改修費ほか、コールセンター設置費 また広報費等を含む)	決済事業者	自治体	事務経費補助(予定) ※現在、最終調整中	
D	付与ポイント分(原資)	決済事業者	自治体	ポイント原資を支払い	ポイント原資を支払い
E	事務費 (コールセンター設置費・広報費等を含む)	自治体		自治体にて整理 されているものと思料	事務局で代替できる機能を以て、 自治体が担う機能(E事務費)を整理

6. R5年度以降の展開について（案） | 想定される契約形態・精算スキーム・お金の流れ

<自治体マイナポイント事業実施におけるお金の流れの想定（①代理受領型の場合）>



- 自治体マイナポイント事業ポータル運用開始にあたり、事務局では下記のような費目整理を想定。

負担者	想定費目	支払先	金額設定の考え方（案）	R4年度 自治体マイナポイント事業における料金発生	備考
自治体	付与ポイント分（原資）	決済事業者	➤ 自治体マイナポイントとしての付与分	ポイント付与分を“原資”として支払。	お金の流れは、下記となる想定。 【自治体 ⇒ 事務局 ⇒ 決済事業者】
	各種事務費用	決済事業者/事務局	➤ コールセンター設置費用や広報費等 ➤ 事業ポータル接続に向けたシステム改修（接続初年度のみ発生する想定）	契約・精算スキームと併せて、検討が必要。	料金体系は、現在、事務局にて検討中。 案）申込件数 × ○円の従量課金、 付与ポイント（原資）へのn%上乘せ、等
	事業ポータル 基本利用料（円/年）	事務局	① 一律で金額設定 ② 前年度付与ポイント数に応じて類別（超過累進型）等	自治体による、負担はない（補助金があるため）	基本利用料は、比較的“安く”設定する予定。
	各種機能利用料（円/施策）	事務局	① 施策・マッチング単位で従量課金 ② 申込件数 × ○円の従量課金 ③ 付与ポイント数のn%設定 等	自治体による、負担はない（補助金があるため）	機能利用料の設定は、1本で決めるか、必要機能に応じて、段差を付けるかも検討。 ⇒ 機能開放で料金テーブルが変わる、等
決済事業者	事業ポータル 基本利用料（円/年）	事務局	① 一律で金額設定 ② トランザクション数（精算管理番号）で類別（超過累進型）等	決済事業者の、負担はない（補助金があるため）	—

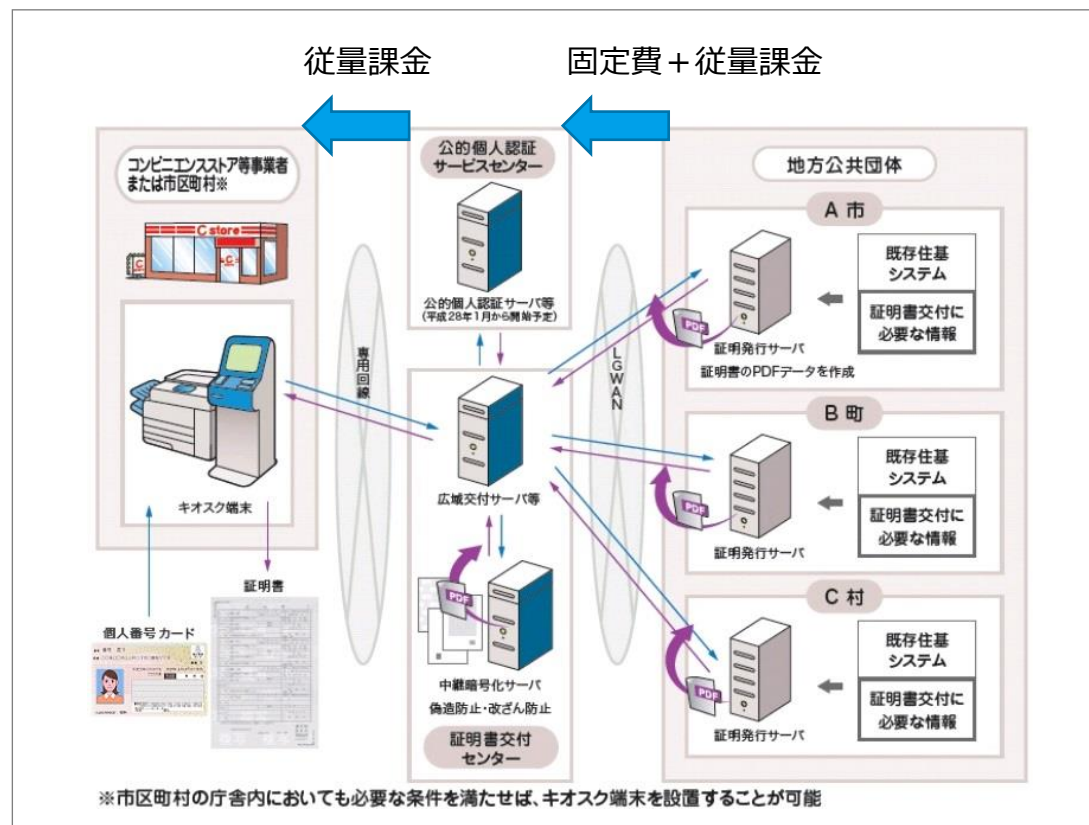
6. R5年度以降の展開について（案） コンビニでの各種証明書発行について

- J-LISが取りまとめを行っている仕組みは、以下の通り。

個別契約型となっており、自治体とJ-LIS、J-LISとコンビニが、それぞれ契約してるスキームとなる。

(https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93099520.html)

精算スキーム



各種料金の設定方法

➤ 固定費（参加数に応じて2年毎に見直し）

表1 運営負担金年額（1(1)アに該当する団体）

区分	団体規模		運営負担金年額（年額）	
	市区町村	人口	税込価格（10%）	税抜価格
1	政令市	100 万以上	9,879,630 円	8,981,482 円
2	政令市	100 万未満	7,842,593 円	7,129,630 円
3	市（区）	15 万以上	4,787,037 円	4,351,852 円
4	市（区）	5 万以上-15 万未満	2,728,000 円	2,480,000 円
5	市	5 万未満	2,218,741 円	2,017,038 円
6	町村	-	690,963 円	628,149 円

➤ 従量課金

(2) 委託手数料の金額は、証明書 1 通当たり 117 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

【ご参考】 一般社団法人キャッシュレス推進協議会について

【ご参考】一般社団法人キャッシュレス推進協議会について | 一般社団法人キャッシュレス推進協議会について

- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、「未来投資戦略2017」、「キャッシュレス・ビジョン（経済産業省）」、「未来投資戦略2018（内閣官房日本経済再生総合事務局）」に基づき、業界横断的で産学官が連携した組織として設立。
- 国内外の関連諸団体、関係省庁等と相互連携を図り、キャッシュレスに関する諸々の活動を通じて、早期のキャッシュレス社会を実現することを目的とする。

オブザーバー



協議会活動への参加、意見交換、
協議会からの提言



キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス推進に向けた
協調・協業の議論・意見集約



【ご参考】一般社団法人キャッシュレス推進協議会について | これまで実施してきたプロジェクト



【ご参考】一般社団法人キャッシュレス推進協議会について | 社員（会員）構成について

- 法人、団体、個人会員、自治体会員で構成

会員区分	参加者	活動内容	年会費
法人会員	- 決済サービス事業者 - 実店舗、EC事業者 - ITベンダー等	プロジェクトへの参加を通じてキャッシュレス推進に向けた活動を行う	業種、事業規模に応じる
団体会員	- 認定事業者協会 - 商工会議所等	- 業界連絡会に参加し、各プロジェクトの成果に対し助言 - 総会議決権はなし	無料※1
個人会員	- 大学教授 - 弁護士等	協議会の運営上必要と認められた個人に対し、理事会承認に基づき、参加	無料
自治体会員	- 県 - 市区町村等	- キャッシュレスを活用した「地方創生」を目指し、会員企業とともにキャッシュレス推進を行う※2 - 総会議決権はなし	無料

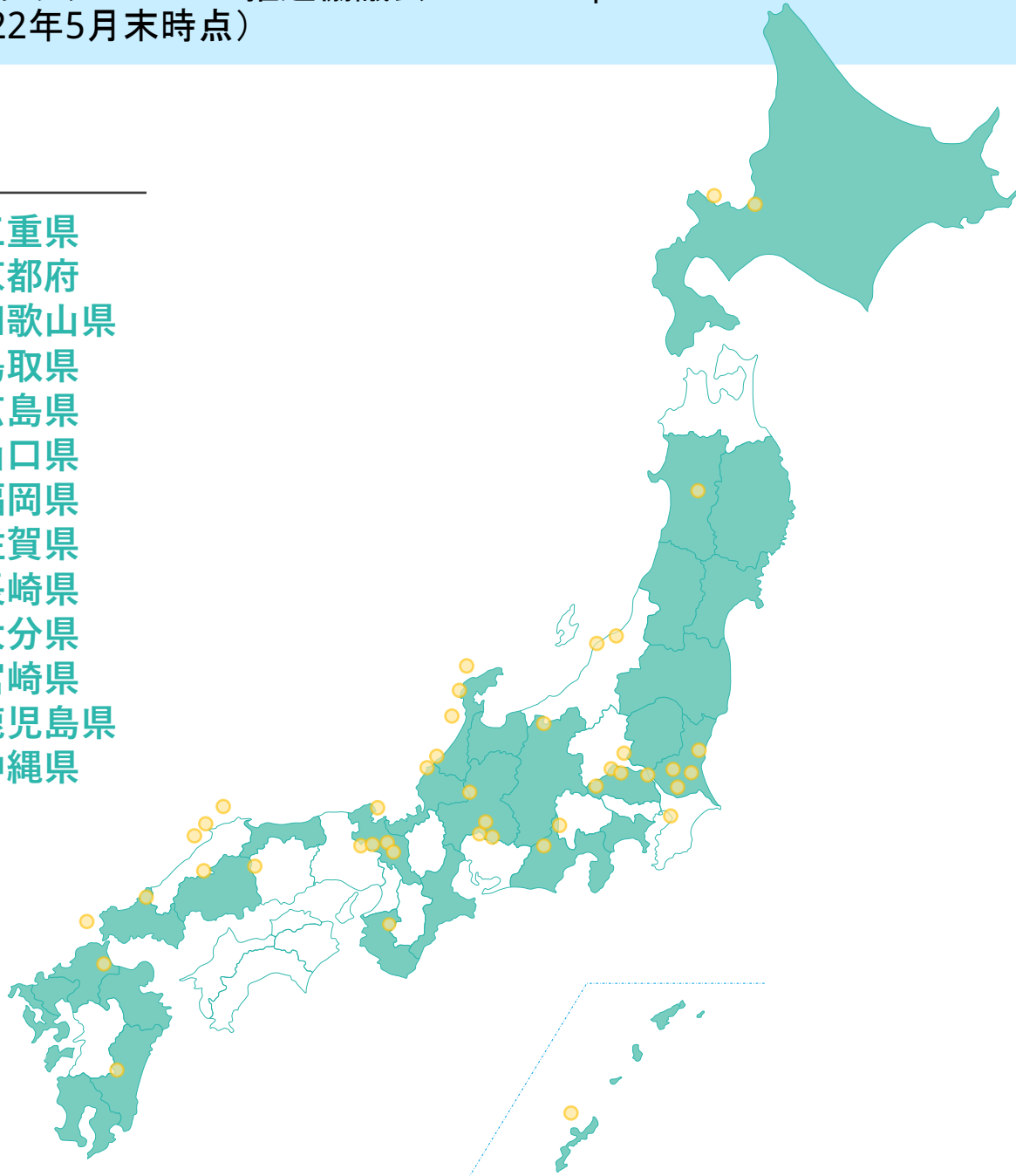
※1：プロジェクト参加には1件あたり10万円

※2：プロジェクト検討会にオブザーバー参加、情報共有、自治体を中心としたプロジェクトの組成等

【ご参考】一般社団法人キャッシュレス推進協議会について | 自治体会員について（2022年5月末時点）

29道府県

- 北海道
- 岩手県
- 宮城県
- 秋田県
- 山形県
- 福島県
- 茨城県
- 栃木県
- 埼玉県
- 神奈川県
- 富山県
- 石川県
- 福井県
- 長野県
- 岐阜県
- 静岡県
- 三重県
- 京都府
- 和歌山県
- 鳥取県
- 広島県
- 山口県
- 福岡県
- 佐賀県
- 長崎県
- 大分県
- 宮崎県
- 鹿児島県
- 沖縄県



68市町村

（縦50音順）

- | | | |
|---------|--------|---------|
| ● 札幌市 | ● 浜松市 | ● 日高町 |
| ● 苫小牧市 | ● 豊橋市 | ● 由良町 |
| ● 横手市 | ● 岡崎市 | ● 印南町 |
| ● 行方市 | ● 東郷町 | ● みなべ町 |
| ● 深谷市 | ● 京都市 | ● 白浜町 |
| ● 千葉市 | ● 豊中市 | ● 上富田町 |
| ● 木更津市 | ● 四條畷市 | ● すさみ町 |
| ● 我孫子市 | ● 神戸市 | ● 那智勝浦町 |
| ● 南房総市 | ● 尼崎市 | ● 太地町 |
| ● 北区 | ● 和歌山市 | ● 古座川町 |
| ● 八王子市 | ● 海南市 | ● 北山村 |
| ● 町田市 | ● 橋本市 | ● 串本町 |
| ● 長岡市 | ● 有田市 | ● 松江市 |
| ● 金沢市 | ● 御坊市 | ● 雲南市 |
| ● 加賀市 | ● 田辺市 | ● 美郷町 |
| ● 宝達志水町 | ● 新宮市 | ● 広島市 |
| ● 福井市 | ● 紀の川市 | ● 福山市 |
| ● 鯖江市 | ● 岩出市 | ● 周南市 |
| ● 都留市 | ● 紀美野町 | ● 福岡市 |
| ● 上田市 | ● 九度山町 | ● 日田市 |
| ● 辰野町 | ● 高野町 | ● 都城市 |
| ● 各務原市 | ● 有田川町 | ● 沖縄市 |
| ● 静岡市 | ● 美浜町 | |



電子契約サービス クラウドサインのご説明

弁護士ドットコム株式会社
クラウドサイン事業本部

弁護士ドットコム株式会社

クラウドサイン事業本部

田中 と申します。

弁護士ドットコム

会社名	弁護士ドットコム株式会社 (英文表記：bengo4.com,Inc.)
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階
設立	2005年7月4日
資本金	439百万円 (2022年3月現在)
上場市場	東京証券取引所グロース市場 [証券コード：6027] 2014年12月11日上場



創業者
代表取締役社長
弁護士
元榮 太一郎



取締役
クラウドサイン事業責任者
弁護士
橋 大地

弁護士ドットコムとは

日本最大級の法律相談ポータルサイトです。
弁護士への無料相談、地域や分野などから弁護士や法律事務所の検索サービスを始め、法律トラブルの解決をサポートするコンテンツを多数ご用意しています。



電子契約に関する政府見解と クラウドサインが取得した認証資格について

2020年6月19日 押印に関する政府見解を発表

日本経済新聞

「契約書のハンコ不要」、政府が見解 対面作業削減狙う

政治

2020/6/19 11:50

保存 共有 印刷 共有 ツイート その他



政府は契約書に押印がなくても法律違反にならないかや民事訴訟法上のルールを明確にした

政府は19日、民間企業や官民の取引の契約書で押印は必ずしも必要ないとの見解を初めて示した。押印でなくてもメールの履歴などで契約を証明できると周知する。押印のための出社や対面で作業を減らし、テレワークを推進する狙いがある。

内閣府、法務省、経済産業省は同日、連名で押印に関する法解釈についてQ&A形式の文書を公表した。契約書に押印しなくても法律違反にならないかや民事訴訟法上のルールを明確にした。

文書は「特段の定めがある場合を除き、押印しなくても契約の効力に影響は生じない」と記した。

発表された文書

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。

(略)

③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）

(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaiaku/kisei/publication/document/200619document01.pdf>)

クラウドサインは、日本で初めて主務官庁によって電子署名法上の「電子署名」に該当することが確認された、クラウド型電子署名サービスです

クラウドサインは、産業競争力強化法が定めるグレーゾーン解消制度により、事業者署名型電子契約サービスとして日本で初めて、電子署名法の主務官庁（総務省・法務省・経済産業省。なお2021年10月よりデジタル庁に移管）および財務省より、電子署名法2条1項が定める「電子署名」に該当するサービスと認められました

グレーゾーン解消制度に基づく回答

「グレーゾーン解消制度」とは、産業競争力強化法に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が「不明確な場合においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度です。

ここでは、グレーゾーン解消制度の枠組みにおいて照会のあった様々な電子契約サービスについて、電子署名法第2条第1項への該当性を回答した案件を掲載します。

[グレーゾーン解消制度に関するウェブページ\(経済産業省\)](#) (外部サイト)

- 申請事業者: 弁護士ドットコム株式会社
申請日: 令和3年1月5日
回答日: 令和3年2月5日
回答等: [照会書\(PDF/766KB\)](#) [回答書\(PDF/156KB\)](#)

デジタル庁ウェブサイト

https://www.digital.go.jp/policies/posts/digitalsign_grayzone



クラウドサイン、電子契約サービスとして初となる「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録

弁護士ドットコム株式会社（東京都港区、代表取締役社長：内田 陽介）が提供するWeb完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下：ISMAP※、読み：イスマップ）」において、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているサービスであると認定され、ISMAPクラウドサービスリストに登録されたことをお知らせいたします。

ISMAP							
ISMAPについて ▾ 監査機関の皆さま ▾ クラウドサービス事業者の皆さま ▾ システム調達者の皆さま ▾ お問い合わせ							
ホーム > クラウドサービスリスト							
2	リカ合衆国						
C21-0033-2	カオナビ	株式会社カオナビ	6011201014757	東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア 15F・16F	2021/12/20	2022/10/31	
C21-0034-2	クラウドサイン	弁護士ドットコム株式会社	7010401059818	東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階	2021/12/20	2022/08/31	
C22-0035-2	ウイングアーク1stクラウドサービス	ウイングアーク1st株式会社	9010001174206	東京都港区六本木三丁目2番1号 六本木グランドタワー	2022/03/29	2022/08/31	

弁護士監修の「クラウドサイン」とは？

「紙とハンコ」の契約業務を電子化することで、
作業時間とコストを大幅に削減できる仕組み



電子契約とは



電子契約とは、電子ファイルをインターネット上で交換して、
電子署名を施すことで契約を締結し、
企業のサーバーやクラウドストレージなどに電子データを保管しておく契約方式を言います。

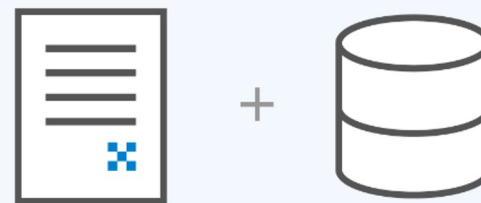
紙の契約



- ・ 紙の契約書
- ・ 印鑑

- ・ 保管庫

電子契約



- ・ 電子ファイル
- ・ 電子署名
- ・ タイムスタンプ

- ・ 企業サーバー/
クラウドスト
レージ

[illegible]

署名日以降改ざんされていない
ことを公開鍵暗号技術により
担保します（民事訴訟法231条
の準文書）。

PDFの「署名パネル」から署名者・署名日時が視認できます。

弁護士ドットコムが、PDFファイルに

- ・ 誰が（メールアドレス認証）
- ・ いつ（秒単位）

同意したかを記録・表示。

導入事例



自治体の導入事例

事例詳細ページ：<https://www.cloudsign.jp/case/sc-35/>

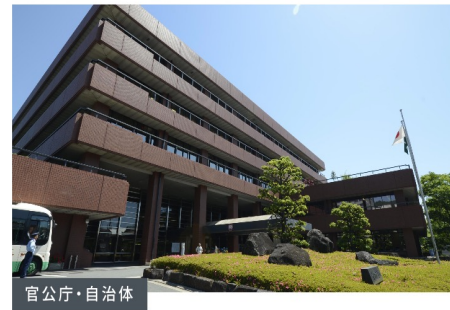


2022.05.27

決め手は政府公認の適法性とLGWAN対応。浦安市も契約の電子化へ

千葉県浦安市財務部 契約課 課長 秋本豊様財務部 契約課 契約係 係長 彦田真一様

秘密保持契約書,基本契約書,売買契約書,請負契約書,
官公庁・自治体,契約締結のスピードアップ,
コンプライアンス・セキュリティ強化,人件費削減



2022.05.16

市で締結する全ての契約の電子化を目指す。手厚いサポートでスムーズな導入を実現。

奈良県生駒市総務部 契約検査課 山本貴史様

業務委託契約書,売買契約書,請負契約書,官公庁・自治体,
契約書管理の効率化,契約締結のスピードアップ,
印紙代・コスト削減



2022.04.23

長野県で電子契約を先行導入する中野市。事業者メリットを優先したその背景にあるものとは

長野県中野市

請負契約書,業務提携契約書,官公庁・自治体,
契約締結のスピードアップ,印紙代・コスト削減



2021.10.01

形式的な押印を廃止、行政から民間企業への普及を目指す

茨城県笠間市

業務委託契約書,基本契約書,売買契約書,請負契約書,
賃貸借契約書,官公庁・自治体,契約書管理の効率化,
契約締結のスピードアップ,
コンプライアンス・セキュリティ強化

参考資料：自治体利用に向けた直近の取り組み

2021年2月16日（火）

弁護士ドットコムと東京都が実証実験を開始。クラウドサインによる実効性の高い「はんこレス」を検証

Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」を提供する弁護士ドットコム株式会社（東証マザーズ6027、東京都港区、代表取締役社長：内田陽介）と東京都は、契約実務等における実効性の高い「はんこレス」の実現に向けた実証実験を開始することをお知らせいたします。



自治体様の操作イメージ

受信者にはクラウドサインからメールで確認依頼が届きます。

***メールURLの有効期限は10日間となります。**

高橋 佐和様（株式会社テスト）から「デモ用_秘密保持契約書」の確認依頼が届いています  
受信トレイ x

クラウドサイン <support@cloudsign.jp>
To 自分 ▼

13:19 (9 分前) ☆ ↶ ⋮



確認依頼

株式会社デモ商事
田中 太郎 様

書類の確認依頼が届きました。

デモ用_秘密保持契約書

From 高橋 佐和 様 株式会社テスト

書類を確認する
(URL有効期限 2020/03/29 (日) 13:19)

有効期限を過ぎてしまった場合は送信者に再配信を依頼してください。

ブラウザ上で契約書の内容を確認し、「同意」ボタンを押すと契約完了

秘密保持契約書

☒ 各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲	住所 : 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階
---	-----------------------------

書類の内容に同意して確認を完了してよろしいですか？

キャンセル 同意して確認完了

契約更新	本契約の期間満了前の以下に定める日までにいずれの当事者からも解約の申し出がない場合には、同一条件でさらに以下に定める期間を延長し、以後も同様とする。
------	--

ご不明点、ご利用に向けた連絡先

弁護士ドットコム株式会社
クラウドサイン事業本部
田中宛

t.tanaka@bengo4.com

080-7159-7864